

令和 2 年

## 第 9 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 2 年 1 2 月 9 日

閉会：令和 2 年 1 2 月 1 0 日

福岡県東峰村議会

## 令和2年 第9回東峰村議会定例会

招 集 年 月 日 令和2年12月9日開議  
招 集 の 場 所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和2年12月9日 9時30分  
議 長 佐々木 紀嘉  
閉会日時及び宣告 令和2年12月10日 10時12分  
議 長 佐々木 紀嘉

### 応招議員

議席番号	議 員 名	出欠	議席番号	議 員 名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	○
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

### 不応招議員

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
	なし		

### 出席議員

10名
-----

### 欠席議員

なし
----

地方自治法第121条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	高橋英治
教育長	縄田淳一		
総務課長	眞田秀樹	企画政策課長	城辰也
住民税務課長	室井英信	農林観光課長	岩橋一成
保健福祉課長	梶原浩二	建設水道課長	金田剛紀
教育課長	伊藤勝枝	災害対策室長	野寄和秀

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋俊典		

村長提出議案の題目

承認第10号	専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）
議案第35号	東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第36号	令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）
議案第37号	令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）
議案第38号	村道路線の廃止について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）

8番 泉守議員      9番 伊藤均議員

# 第9回 東峰村議会定例会会議録

令和元年12月 9日  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和2年 第9回東峰村議会定例会議事日程

令和2年12月9日開議

開会宣言

議事日程報告

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                             |
| 日程第 2 |        | 会期の決定                                  |
| 日程第 3 |        | 議案上程報告                                 |
| 日程第 4 |        | 村長のあいさつ及び提案理由の説明                       |
| 日程第 5 |        | 一般質問                                   |
| 日程第 6 | 承認第10号 | 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）              |
| 日程第 7 | 議案第35号 | 東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第36号 | 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）              |
| 日程第 9 | 議案第37号 | 令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）      |
| 日程第10 | 議案第38号 | 村道路線の廃止について                            |

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、令和2年第9回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議長の諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 8番 泉 守議員、9番 伊藤均議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和2年第9回東峰村議会定例会の運営につきましては、12月2日に議会運営委員会を開催いたしました。</p> <p>まず、コロナ禍における今回の定例会の運営について、協議をいたしました。</p> <p>新型コロナウイルス感染が拡大している状況を考慮し、短期間での議会運営といたしました。</p> <p>議案につきましては、専決の承認案件が1件、条例議案が1件、予算議案が2件、村道廃止議案が1件予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日9日から16日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に一般質問を予定しております。</p> <p>10日には、議案の審議、質疑、討論、採決を予定しております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日9日から16日までの8日間といたしたいと思っております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、12月9日から12月16日までの8日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p>

	(事務局長議案上程報告)
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長
村 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日ここに、令和2年第9回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにお忙しい中ご参集をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から村政の円滑な運営をはじめ関係する政策全般につき、ご理解とご協力をいただき深く感謝を申し上げます。</p> <p>さて、第3波の新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大しています。要因としては、長期にわたるコロナウイルスへの対応のための中だるみと、経済対策のため施行したGoToトラベル、GoToイートではないかと言われていますが、東京、北海道、大阪での過去最大での発生率には恐怖さえ覚えます。</p> <p>しかし、本村においては、村民の皆様一人ひとりの感染防止の強い意識と取り組みにより、感染者の発生報告は未だないことに感謝を申し上げます。本村におきましても冬場を迎えインフルエンザの流行時期と重なり、コロナ感染症の発生が懸念されますので、今後とも感染防止対策等の取り組み、広報に万全を期してまいる所存であります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業も鋭意取り組んでいるところであります。</p> <p>日田彦山線復旧に関しましては、先月より大行司駅からの工事進入道路を整備し、まずは路線敷きにおける災害復旧工事を進める準備をしているとの報告を受けております。本格的な工事に入ることとなりますので、福岡県、添田町、JRと連携を図りながら進めていきたいと思っております。</p> <p>また、災害復旧事業におきましても、農業災の82%の発注率となりました。今後におきましても鋭意発注を進め、一日も早い復旧完成に向け、全力で取り組んでまいる所存でございます。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案をしております、議案等について説明を申し上げます。</p> <p>本定例会には、専決処分の承認について1件、条例の制定について1件、補正予算について2件、村道の廃止について1件、計5件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>承認第10号、専決処分の承認を求めることにつきましては、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものです。</p> <p>議案第35号、東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、財源の安定確保を図るため、中尾残土処分場の使用料の改定を行うものです。</p> <p>議案第36号、令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出それぞれに4億1,661万4千円を追加し、歳入歳出総額を53億6,923万4千円とするものです。うち、災害関係は2億1,070万3千円となっています。</p> <p>歳出では、村有施設修繕費250万円、弓道場防矢ネット工事70万円、総合行政ネ</p>

	<p>ネットワーク事業418万3千円、電算事務費706万2千円、光ケーブル移設費862万1千円、ふるさと納税に係る経費420万円、障害者福祉費700万円、美星保育所修繕費47万2千円、介護保険対策費23万1千円、小石原診療所費26万4千円、農業振興対策費66万5千円、中山間地直接支払事業280万7千円、林業振興費70万6千円、林道防災事業2,350万円、水源の森交流館工事3,800万円、河川改修工事1億500万円、公共土木災害復旧1億9,977万3千円、林道施設災害復旧費1,093万円、を計上しております。</p> <p>歳入としては、国・県補助金、寄附金、基金繰入金、諸収入、地方債をそれぞれ計上しております。</p> <p>議案第37号、令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれに70万1千円を追加し、歳入歳出総額を3億7,557万7千円とするものです。</p> <p>歳出は、レセプト点検料や国県等への精算返還金など71万円を計上しています。</p> <p>歳入は、国庫補助金104万9千円を増額し、県補助金を33万9千円減額計上しています。</p> <p>議案第38号、村道路線の廃止につきましては、地域開発により一般通行の用に供する必要がなくなったため、村道「嘉麻峠・稗畑線」及び「キ子ガクラ線」の2路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由といたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第10までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議長	<p>日程第6 承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案の10ページをお願いいたします。</p> <p>承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。</p> <p>令和2年12月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第10号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分する。令和2年11月30日。</p> <p>理由といたしまして、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決する事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をするものでございます。</p> <p>ちなみに人事院勧告に準じまして、国の法律、一般職の職員の給与に関する法律でございますが、これにつきましては、11月の27日に国会のほうで成立をいたしまして、11月の30日に公布、施行されているということで、村としては同日11月30日に</p>



	<p>ですね、専決処分を行わせていただいたものでございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>令和2年東峰村条例第15号。</p> <p>東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>この条例が4条になっております。</p> <p>まず、第1条、東峰村一般の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条につきましては、今年度人事院勧告に準じまして、期末手当を0.05月減額するための改正でございます。</p> <p>第19条、期末手当の分で、下線が引いてある部分ですね、例年100分の130、一般職の場合、を6月と12月に支給しておりますが、今回の本年度の改正につきましては、6月については、もう既に100分の130を支給しておりますので、12月に支給する分について100分の125という形で減額をするもの。また、特定幹部職員にあっては100分の105ということで減額をするという形になっております。</p> <p>3項でございますが、再任用職員に関する部分につきましては、100分の72.5については変更ございませんので、変更がないという部分の改正の条文になっております。</p> <p>次が第2条でございます。</p> <p>第2条については、来年度の期末手当につきまして0.05月を6月と12月にですね、0.025月ずつ減額をするという条文になっております。</p> <p>第19条の第2項、先ほどの100分の125がですね、127.5。130と125をですね、足して2で割った分ということで100分の127.5に変更改正がされるところです。</p> <p>特定幹部職員については107.5に改正という形になります。</p> <p>第3項、再任用職員につきましては、割合の変更はございませんので、変更がないという改正の条文になっているところです。</p> <p>続きまして14ページ、第3条でございます。</p> <p>東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条につきましては、任期付職員ですね、いわゆる特定任期付職員、村については特定任期付職員の採用はございませんが、この職員についての部分については、条例の中に月数が謳われておりますので、この支給月をですね、0.05月減額するという条文になっておるところでございます。</p> <p>第4条については、来年度の部分について、先ほどと同じように6月と12月に分けてですね、0.025月ずつ減額をするという条文の改正になっております。</p> <p>任期付職員の、今、村のほうで雇用している任期付職員につきましては、一般職の職員の条例、先ほどの第1条、第2条の条例を準用するようになっておりますので、その改正によって任期付職員また特別職の方、議員さんにつきましてもその割合を採用するようになっておりますので、減額になるという形になっておるところでございます。</p> <p>附則、施行期日等、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>補足説明は以上でございます。</p>
<p>日程第7</p>	
<p>議長</p>	<p>日程第7 議案第35号「東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>災害対策室長</p>

災害対策室長	<p>議案第35号「東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和2年12月9日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、財源の安定確保を図るため、使用料の改定を行うものであります。</p> <p>17ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>新旧対照表であります。</p> <p>右側の現行とございます。</p> <p>別表第10条関係、使用料、1㎡当たり1,200円とありますものを、左側の改正案、1㎡当たり1,870円に改正するよう上程いたします。</p> <p>附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この経緯につきましては、今年度まで東峰村と福岡県朝倉県土整備事務所の共同で整備及び管理を行ってまいりました。</p> <p>令和3年度より、村のみでの管理するということになりまして、この残土処理場内の安全管理、沈砂池の浚渫、それから林道に付属しております、この搬入の道路の補修につきましての試算をいたしましたところ、このように算定されまして、改正案といたしまして上程させていただきます。以上です。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第36号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」</p> <p>担当課長に説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案の18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第36号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」</p> <p>令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,661万4千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3億6,923万4千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債の補正」による。</p> <p>令和2年12月9日提出、東峰村村長名でございます。</p> <p>19ページをお願いします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、まず歳入でございます。</p> <p>11款国庫支出金、12款県支出金、14款寄附金、15款繰入金、17款諸収入、18款村債で、4億1,661万4千円の補正額の計上でございます。</p> <p>内容につきましては、事項別明細書のところで詳細説明させていただきます。</p> <p>20ページをお願いいたします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>2款総務費、3款民生費、4款保健衛生費、6款農林水産費、8款土木費、11款災害復旧費で、同額の補正額の計上でございます。</p> <p>21ページをお願いします。</p> <p>第2表、地方債の補正でございます。起債の目的、補正前、補正後になっております。</p>

まず、旧合併特例事業債については、総務債のほうが450万円の増額になっております。これは、弓道場の建設につきまして、スポーツ振興センターの補助金がですね、減額で交付されることによりまして、合併債のほうをですね、ちょっと増額して借り入れるというものでございます。

災害復旧事業債については、災害復旧事業債で2億280万円、緊急自然災害防止対策事業債については1億2,850万円の、それぞれ借入れの限度額をですね、増額をするものでございます。内容については、事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

24ページをお願いいたします。

歳入でございます。

11款1項1目民生費国庫負担金については、障害者総合支援給付費国庫負担金として350万円、11款2項1目総務費国庫補助金として、社会保障税番号システム整備費補助金927万円、12款1項1目民生費県負担金として障害者総合支援給付費県費負担金175万円、これは、障害者福祉費のほうに充てられる財源でございます。

12款2項4目農林水産費県補助金、まず、中山間地域直接支払補助金として歳出にございますが、棚田地域振興活動加算というのがありますので、その部分についての増額ということで210万4千円、経営技術支援対策関係事業費補助金、これは歳出の中で、女性農林漁業者の起業支援活動の補助という形で、その財源として70万6千円、8目災害復旧費県補助金、林道施設災害復旧費県補助金として480万円、14款1項1目寄附金、ふるさと納税、実績の状況見込みによりまして増額ということで、1,000万円の増額を計上しております。

15款2項1目財政調整基金繰入金1,058万8千円、12目施設改修等基金繰入金238万円、13目小石原川ダム水源地域振興事業基金繰入金、小石原川ダム水源地域振興基金より3,800万円の繰入れ、17款4項1目雑入、光ケーブル移転補償費として171万6千円、スポーツ振興センターの助成金、弓道場の建設の分でございますが、それについて400万円の減額でございます。

18款村債の1目総務債につきましては合併特例債で450万円、9目災害復旧事業債として2億280万円、12目緊急自然災害防止対策事業債として1億2,850万円、それぞれ災害復旧費と河川費、林道費等の歳出に充てられているものでございます。

26ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務課の管轄、所掌部分の説明をさせていただきます。

2款1項5目財産管理費、需用費として施設整備修繕料250万円、公共施設等の老朽化が最近多くて、ちょっと修繕費がですね、発生しております。

内訳としては、一番大きいものについては、旧宝珠山小学校の照明ですね、照明がちょっと錆びて、トランス等が落ちて事故につながりかねない状況ということで、現状を確認いたしまして、再整備等の計画はしばらくはございませんので、一旦器具等を撤去するという形の修繕などを行う部分で予算を計上させていただいております。

14工事請負費につきましては、弓道場の防矢ネット、矢が突き抜けないようにするネットフェンスの設置の工事でございます。これについて70万円の金額を計上させていただいております。

先ほどスポーツ振興センターの400万円の減額がございました。これは、当初2,000万円、限度額が2,000万円なんですけど、2,000万円で申請をしておりましたが、スポーツ振興センターのほうから交付決定ということで、ほぼ全国的に2割減額されておまして、うちもですね、1,600万円の交付決定が来ていたということで、これに対して先ほど歳入等のですね、予算について組み替えをさせていただいたところでございます。

	<p>13目総合行政ネットワーク事業費418万3千円、これについては、J-LISの負担金、J-LIS、地方公共団体システム機構というところに中間サーバー、番号制度の関係でございますが、中間サーバーの運用等に係る部分で418万3千円の負担をする金額の計上でございます。</p> <p>14目電算事務費、電算業務委託料として、これも番号制度の絡みによりますが、番号制度の改正によって住民基本台帳、いわゆるうちの基幹系とですね、戸籍のシステムの改修が必要ということで706万2千円。これにつきましては、全額国のほうからですね、補助金が来るという形で、制度上の改正ということで予算を計上させていただいているものでございます。</p> <p>総務課の部分につきましては、以上でございます。</p>
休憩	
議長	<p>10時5分まで換気休憩を行います。</p> <p style="text-align: right;">(10時00分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時05分)</p>
議長	<p>補足説明を求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>ページで26ページ、2款総務費、総務管理費の22、光地域情報通信費の中でございます。</p> <p>光ケーブル移設費としまして、NTT、九電のですね、共架の移設に伴いまして、東峰村の光ケーブルの移設を計上したものでございます。2カ所ですね、戸有橋付近並びに猿喰橋のですね、架け替え工事に伴うものでございまして、862万1千円ですね、今回補正をさせていただいております。以上でございます。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>同じく26ページでございます。</p> <p>3款1項7目の障害者福祉費ですが、扶助費の700万円の増額ということで、当初予算計上時より受給者が3名増えております。</p> <p>サービスと計画に係る費用がですね、一人当たり単価が高く、その内1名はグループホームに入所しておりますけど、月額15万円の給付費が必要となりますので、総額で700万円、2分の1は国が出しまして、4分の1県費と、あと4分の1を一般財源、村が負担するということとなります。</p> <p>次に、2項4目の児童福祉施設費、美星保育所でございますが、修繕費ということで、これは高圧区分開閉器、高圧電流のですね、引き込み機械があるわけですけど、それが耐用年数を超えており、いつ漏電してもおかしくないと、そういった点検結果を受けておりますので、今回修繕費として計上しているものでございます。</p> <p>次のページです。</p> <p>27ページの3項7目介護保険対策費、22節償還金利子及び割引料ですが、これは、国県等精算返還金ということで、介護予防の負担金の精算金でございます。</p> <p>次に、4款1項5目小石原診療所費ですが、使用料として超音波映像診断装置、いわゆるエコーの機械でございます。</p> <p>エコーの機械がですね、かなり古いのを今まで使っておりましたが、新しい機器の入替の必要性が生じたので、今回計上しているものでございます。以上です。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>26ページをお願いいたします。</p> <p>2款2項1目税務総務費ということで、420万円を計上させていただいております。</p>

	<p>す。</p> <p>主にはふるさと納税に係る業務ですけれども、本年4月からこのふるさと納税業務につきましては農林観光課のほうが所管いたしておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。</p> <p>まず10目需用費ですけれども、ふるさと納税の印刷費、これは、主にパンフレット等の作成費になります。これが20万円です。それから返礼品です。これが210万円。</p> <p>次の11目役務費ですけれども、ふるさと納税に係る広告料、こちらにつきましては、新聞社等への広告等を考えております。これが20万円。それから、ふるさと納税の返礼品等の送料ですね、こちらで70万円。</p> <p>それから、12目委託料ですが、ふるさと納税業務委託料ということで、納税サイトのほうに今現在4社登録をしておりますが、こちらに委託する委託料として100万円です。</p> <p>これは、あくまで歳入のほうでございましたが、頂く寄附、ふるさと納税として頂く寄附金、これがあくまで見込みと、今現在での見込みということでございますので、それを基に計上させていただいております。</p> <p>続きまして、27ページをお願いいたします。</p> <p>6款1項4目です。農業振興対策費です。66万5千円を補正させていただいております。</p> <p>まず10目需用費ですけれども、修繕料が6万5千円、17目備品購入費として60万円です。こちらにつきましては、いずれも特産物加工施設になります。</p> <p>こちらは今現在、東峰村農業生産組合のほうに指定管理として委託をしておりますが、この二つは真空包装器とフードプロセッサになります。こちらはいずれも昭和60年にですね、旧宝珠山村のときに導入した機器類となりますが、基本協定書に基づき、いずれもこちらは村が導入なりを行うということで、今回補正をさせていただいております。</p> <p>続きまして、8目中山間地域直接支払事業です。補正額が280万7千円です。負担金補助及び交付金ということで、中山間地域直接支払の補助金になります。</p> <p>先ほど歳入のところでも若干ご説明がありましたが、棚田地域振興活動加算分ということで2集落の協定をやっておりますが、その中の2集落でこの振興基金の活動加算分を、活動を行うということで、この2集落分の加算分の補助金280万7千円ということになります。</p> <p>それから、6款2項2目林業振興費です。補正額が70万6千円です。こちらは女性農林漁業者の起業活動支援事業費補助金ということで、椎茸包装器の導入になります。こちらは、導入先はきのこ生産組合ですけれども、これは福岡県の県単事業で、2分の1以内の補助ということで、今回補助を行うものです。以上でございます。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>27ページをお願いします。</p> <p>6款2項5目林道施設費につきまして、工事請負費2,350万円を計上しております。これについては、林道城ヶ迫線の排水対策、並びに大日福井線、大日ヶ岳線、芝峠線、竹布線の4路線の林道での小規模な防災対策に必要な費用として計上しております。</p> <p>なお、財政的なメリットを踏まえて緊急自然災害防止対策事業債を充当します。</p> <p>同じく27ページ、8款1項3目水源地域整備事業費につきまして、工事請負費3,800万円の増額となります。</p> <p>これについては、小石原ダム水源地域振興事業が進捗している中で、残る基金を充当して、旧小石原小学校の周辺整備としまして、プールの解体撤去、体育館の屋内消火栓</p>

	<p>などの更新をするための費用や現在施工しております旧小石原小学校の改修工事に際しまして、新たに判明した事項への対策に必要な費用を計上しております。</p> <p>なお、実施にあたりましては、小石原地区農泊推進協議会での意見を踏まえつつ検討してまいります。</p> <p>同じく27ページになります。</p> <p>8款3項1目河川費についてでございます。</p> <p>委託料650万円、次の28ページをお願いします。工事請負費9,850万円の増額となります。</p> <p>委託料につきましては、保安林解除等に必要な経費を計上しております。</p> <p>請負工事費については、稗畑、白石、原、紙屋地区、上サヤノサコ川、南岸竹川の6カ所において、治山や砂防ダム、急傾斜地等の対策箇所からの流末処理、暗渠部の断面不足の改良を行うものになります。上サヤノサコ川は新規箇所であり、残りの5カ所は委託料を計上していた箇所につきまして、今回工事請負費を計上するものでございます。</p> <p>なお、財政的なメリットを踏まえまして、緊急自然災害防止対策事業債を充当します。以上です。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>同じく28ページ、11款1項2目公共土木施設災害復旧費、14節工事請負費1億9,977万3千円。</p> <p>こちらは10月16日に単災のヒアリングがございまして、その認定を受けたものでございます。</p> <p>令和2年の一般単独災、約60カ所ございまして1億8,777万3千円。</p> <p>29年災、こちらにつきましては、第二鶴橋の架設のために1,200万円が認められております。</p> <p>続きまして、4目林道施設災害復旧費、14節工事請負費1,093万円、こちらにつきましては、災害復旧費、令和2年災600万円でございますが、以前9月に補正予算を計上させていただいておりました。実施設計による増額600万円となります。</p> <p>それから、災害復旧工事、単災分、村単分とございまして、こちらにつきましては、大日福井線、土師山線、竹布線等の箇所がございまして、493万円の計上となります。よろしくをお願いします。</p>
日程第9	
議 長	<p>日程第9 議案第37号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>29ページになります。</p> <p>議案第37号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）」</p> <p>令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,557万7千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和2年12月9日提出、村長名です。</p> <p>30ページをお願いします。</p>

	<p>歳入ですが、5款の国庫支出金、6款の県支出金、合わせて71万円を補正し、総額で3億7,557万7千円とするものがございます。</p> <p>31ページの歳出では、3款の国民健康保険事業納付金、6款の保健事業費、9款の諸支出金をそれぞれ71万円総額で補正し、全体で3億7,557万7千円とするものがございます。</p> <p>34ページをお願いします。</p> <p>歳入でございますが、5款2項1目災害臨時特例補助金、これは、新型コロナにより保険税を減免した分について、補助金として交付されるものがございます。</p> <p>減額した分の6割が今回交付されており、残りについては、後日特別調整交付金として交付されることになります。</p> <p>6款1項1目保険給付費等交付金ということで、普通交付金ですが、これは、予算額の調整のため減額しております。</p> <p>次に、35ページです。</p> <p>歳出で、3款1項1目一般被保険者医療給付費分、これは、先ほど申しました補助金により財源を組み替えているものがございます。</p> <p>2目については、不足の2千円を追加補正するものがございます。</p> <p>次に、3項1目介護納付金についても、同じく財源の組替えでございます。</p> <p>6款1項1目保健衛生普及費、共済費が3千円不足する分と、あと12節の委託料25万8千円ですが、レセプト点検委託料ということで、これは、保健事業に係るデータの分析、評価支援事業、そういったものに充てるものがございます。</p> <p>次に、9款1項10目のその他償還金です。国県等精算返還金ということで、元年度分普通交付金の精算によるものが44万7千円ございますので、今回補正計上しておるものがございます。以上です。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第38号「村道路線の廃止について」</p> <p>担当課長に補足説明を求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>36ページをお願いします。</p> <p>議案第38号「村道路線の廃止について」</p> <p>村道路線を下記のとおり廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和2年12月9日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、地域開発により、一般通行の用に供する必要がなくなったため、廃止する路線。</p> <p>道路の種類、その他、路線番号19、路線名、嘉麻峠・稗畑線、道路認定の区間、起点、大字小石原字嘉麻峠1328-1、終点、大字小石原字キ子ガクラ1299-2。</p> <p>道路の種類、その他、路線番号22、路線名、キ子ガクラ線、道路認定の区間、起点、大字小石原字キ子ガクラ1314、終点、大字小石原字キ子ガクラ1272-6。</p> <p>この2路線につきましては、稗畑地区からですね、旧嘉麻峠の間に位置する村道でございます。この村道につきましては、昨今ほとんど利用されておらず、地元の同意やですね、隣接する土地の所有者からも同意を得た上でですね、開発予定者より用途廃止の申請がなされていることから、今回路線廃止を行うものがございます。以上です。</p>
議長	補足説明を終了します。
休憩	
議長	<p>10時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時21分)</p>

再 開	
議 長	<p>休息前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時30分)</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は、6名の議員より提出されております。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は60分以内となっております。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>4番 高橋弘展議員の質問を認めます。</p> <p>4番 高橋弘展議員</p>
4 番	<p>昨年の6月から継続して質問してまいりましたが、宝珠山ふるさと村の経営について、特にこの延田住宅の件について、改めて質問させていただきます。</p> <p>これまでの村長の答弁においては、なかなか理解しがたく、やはり村民の方々が不安を覚える部分、そして疑問を覚える部分多々あっているかと思えます。</p> <p>その中で現在訴訟が進行中ということで、この住宅の案件については、村長とこの当事者と解決がなされたのか、現時点の報告をお願いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>未だに問題解決はしておりません。裁判中でございます。</p> <p>議員もご承知だと思いますけれども、現在係争中ですので発言は控えさせていただきますが、私が訴えた債務不存在確認請求訴訟は取り下げしております。</p> <p>したがって、現在係争中の裁判は、私のほうが訴えられている裁判であります。私が訴えて裁判を行っているものではありません。</p> <p>相手方は私に対し高額な慰謝料の支払いを求める裁判を起こされております。</p> <p>したがって、私のほうが被告人として訴えられている状況である。この点は誤解のないようお願いをいたしたいと思えます。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	この債務不存在確認請求訴訟自体の取り下げというのは、いつ、どういった目的で取り下げられたのでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>日時はちょっと記憶をしておりません。</p> <p>私のほうとしては、私に債務があるのかどうかという裁判、確認のための裁判、訴訟を起こさせていただいたということでもあります。</p> <p>それに対しまして相手側のほうからはですね、慰謝料の請求と金額等を提示した、高額な金額を提示した裁判を逆に訴えられている、それが現状であります。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>たぶんこれ以上質問していくと裁判内の容に触れるということなので、おそらく村長の回答はないところだと思います。ここに関しては当事者間個人、民民の訴訟でありますので、民民で解決していただくということが最適だとは思いますが、この訴訟についてお答えすることはできない。これはまあ、この議場でそういった形になるのは分かるんですけども、なぜこれ民民の話になっていったのかという部分と、それはそれで今訴訟が起きているので訴訟で解決していただきますが、なぜ、この途中から宝珠山ふるさと村の社長である責任であったり、その社長であるということは村長が大株主でありますので、その社長、役員としてふるさと村のほうとなっておりますが、</p>



	そこの責任の所在というのはいくどどこに行ってしまったのでしょうか。
議長	村長
村長	<p>いつも言っていますように、現在係争中ですので詳しい話はできないかと思っておりますけれども、今の高橋議員の質問に答えますと、相手側のほうもですね、村長じゃない、澁谷博昭個人だ。それから、ふるさと村の社長ではない、澁谷博昭個人だというような形での訴えだと私は理解をしております。</p> <p>これは、相手方のほうの陳述書のほうにもですね、そういうところを書いてあると、私は理解をしております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>そこに関してはですね、当事者、訴えられている伊藤氏のほうからの主張でありますので、そこは村長個人とですね、裁判で争っていただければいいと思うんですが、昨年の9月の議会において、私はやはりこのふるさと村内での社長としての責任というのは問われなかったのかという部分質問をしましたが、その部分に関して「言っている意図が分からない。」「今ここではお答えできない。」という形ですね、回答を避けられております。</p> <p>経緯的に話しますと、昨年の7月に役員会のほうで、この案件については村長以外の役員の方々が、村長個人で責任を取ってくれみたいな形で言われたという発言もあっております。</p> <p>それで、村長個人で責任を取る形になっていったというのも理解はできるんですが、やはり会社内部においてですね、要は個人の意思で、やはり会社の持ち物であったり、そういった部分に関する交渉等々を行って、ご自分がですね、要は失念していたのか、何か意図的な部分があったのか知りませんが、何か会社に対して良くはないことを行ったという責任が生じているはずなんですよ。</p> <p>そこに対して、社長という身分でそういうことを行って、社長としての身分、要は責任というのは、何か取られるつもりはないのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>当初からですね、民民の問題だという話はさせていただいているところです。</p> <p>先ほど言いましたように、相手方につきましても民民の問題だということでございますので、現在はそういった進行がなされているということでもあります。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>それは当事者間の話であって、会社の、要は統治機構ですね、要は社長であるからそういうふうな交渉であったり話を勝手に進めていいというような話になってしまうのでしょうか。</p> <p>要は社長として、この最初の話は聞かれたはずですよ。それを役員に話さなかったからあなた個人の問題だと言われて、個人で責任取ってくれという話になっているんだと思うんですけども。</p> <p>社長という立場でありながら役員にも報告しない。それで、その責任を全く取らないというか、社長は何か間違いを犯したりしたら個人で責任を取りますとか、そういったような会社なんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>高橋議員は以前、村長ということでいろいろ言われておりましたし、社長ということでも言われておりました。</p> <p>現在、そういったところを含めて係争中だということでもありますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	民民、個人での話、要は個人間、当事者間での話と言っておきながら、そこも含め

	<p>て話しているというのがちょっとよく理解ができないんですけども。</p> <p>要は今、原告、訴えられている側の方々は、村長個人に対して裁判を起こされているわけですよね。なんでそこが関係あるんですか、社長も村長も含めた上での裁判になっていると。今、そういう形で裁判が進んでいるということによろしいですね。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほども言いましたように、相手方は、村長ではない、澁谷博昭個人、それから、社長ではない、澁谷博昭個人という形での、そういう具合に書いてありますので、そういう形で私は従来から言っておりました民民の話、そういったところの裁判であると、現在では理解をしております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>堂々巡りになるのを承知で言いますけれども、じゃあ、社長としての立場、村長としての立場の責任という部分に関しては、民民の裁判なんでここでお答えいただけませんか。関係ないですよね。</p> <p>今裁判で争っているのは澁谷氏個人に対して起こされている裁判なんで、村長という立場、社長という立場関係ないんでしょう。裁判に関係ないんでしょう。だとしたらこの場で答えてください。</p> <p>要は取締役、役員さんたちにも報告しなかったようなこの案件、要は村長が失念していたのか、何か話さなかった理由があるのか知りませんが、そういったふうな形で、要は一村民を苦しめてしまった。その部分に関して社長としての責任はないんですか。報告責任もなかったんですか。お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>失念をしていたということでございます。</p> <p>したがって、再度申し上げますけれども、相手方も民民の話をしているわけですので、この裁判の中でそういったところが明らかになっていくのではないかと考えています。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>ということであれば整理すると、宝珠山ふるさと村では、要は、この社長が犯したミスに関しては全く問われていない、社長としての責任は問われていないということによろしいんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>現在の裁判では、先ほど申し上げたとおりです。</p> <p>議員言われるように堂々巡りになるかと思えますけれども、民民の話ということで相手方もやっているものと、私は感じております。</p> <p>したがって、議員がどういう意図があってそういうことを言っているのかわかりませんが、いずれ裁判の中でそういったところについてははっきりしてくるのではないかと考えております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>全く答える気がないのか、全然理解していただけないのか分からないんですけども。</p> <p>要は、最初は宝珠山ふるさと村で起こっている話じゃないですか。宝珠山ふるさと村の中で、要は社長がミスをしたわけですよね。村長は失念と言われておりますけれども。</p> <p>それに対してふるさと村内部、要は取締役の中では、その社長としての責任は不問だということによろしいんですね。</p> <p>その分不問だけれども、個人で責任を取ってくれと、そういう意味ですか。</p>
議長	村長

村 長	この裁判の経過を見ていただきたいと言いますか、見た段階で、またお答えはさせていただきたいと思っております。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	ということは、社長の責任であったり村長の責任が、この裁判に関係しているということによろしいんですね。
議 長	村長
村 長	私は、最初から民民の問題であると申し上げておりますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>どうもその辺に不都合が生じるふうなので、この辺に関してはせひ、どこかのタイミングで話していただきたいと思います。</p> <p>一般の企業であれば役員が何かミスを犯してあったりした部分に関しては、役員としての責任というのが発生するはずです。</p> <p>なぜここをくどく言うかという、1回これを、数年前のマフィンの事件であっておりますよね。</p> <p>専務は責任を取って損失を賠償する形になって、村長は責任を取ったと言いますけれども、たった月1万の役員報酬をカットしたぐらい、そういった部分でやっております。</p> <p>やはりそういった部分の誰に責任があつてどうなのかという部分が、ちょっとやっぱりおろそかになっているのじゃないでしょうか。その疑念を呈しまして、一応提言させていただきます。</p> <p>それでは、次の質問をさせていただきます。</p> <p>子どもたちの居場所づくりについて、順々に質問してまいりたいと思います。</p> <p>1つ目は、発達障害について、お尋ねしてまいりたいと思います。</p> <p>近年発達障害という言葉がですね、全国的にというか広く知られるようになってきました。その部分でもやはり芸能人の方であったり著名な方々が発達障害という部分のカミングアウトされることによって、発達障害という部分がどういったものなのかというのが、なんとなく一般市民の中でも認知、理解とまではいかないかもしれませんが、進んできているのも事実かと思います。</p> <p>そういった中で発達障害ということに関して子どもたちですね、東峰村の取り組み、現状としてどう行われているのかお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	この質問につきましては、担当分野がそれぞれありますので、この後担当課長より答弁をさせていただきたいと思っております。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>私のほうからは就学前についてですね、答弁させていただきたいと思います。</p> <p>本村におきましては、1歳6カ月児と3歳児健診において臨床心理士による発達スクリーニング検査を、それぞれ1回ずつ行っております。</p> <p>また、臨床心理士による子育て相談会を年4回実施し、経過観察や精密検査が必要な場合は医療機関、療育機関等につないでおります。</p> <p>その他ですね、個別に保護者のほうから相談があった場合におきましては、保健福祉課の子育て包括支援センターが中心となって個別に対応を行っております。以上です。</p>
議 長	教育長
教 育 長	発達障害につきましてはのお尋ねですが、発達障害、ここで一応共通理解させていただきますと、生まれつきの脳機能の偏り、発達の偏りが原因の障害とされています。

	<p>難しい名前がいろいろついています、自閉症スペクトラムとかアスペルガーとか学習障害、注意欠陥、多動性障害、いろんな学術的な用語があって、大体一般的に言いますと、子どもたち6.5%は最低でもですね、いると。しかも小さいとき、就学前のころから少しずつそういうのが見られるようになってくるというような障害でございませう。</p> <p>この障害につきまして、外見からなかなか分かりにくいもんですからわがままな子とか、非常に難しい子というふうに、困った子というふうに見られがちなんです、早くから支援をすることが非常に大事です。</p> <p>就学前はもとより小学校の低学年においてもですね、東峰村教育委員会におきましては県教委の指導の下に巡回教育相談、教育事務所の専門の指導士が来て巡回教育相談。また、スクールカウンセラー、これが、毎週1回スクールカウンセラーが来て相談を受けませう。</p> <p>そして、今度はスクールソーシャルワーカー、これは保護者に対していろいろサポートをするというような医療機関への紹介をしたりします。</p> <p>こういうふうなことを保護者からの教育相談に答えたり、それから特別支援教育の視点から、その子どもたちに学校の先生方がどんな支援をしていけばいいかというのを、特別支援コーディネーターを中心に取り組みを進めております。以上です。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>教育長のほうに発達障害の定義的な部分、今ご説明がありましたが、若干この生まれつきの脳機能の偏りという部分に関しては、多々所見があるかと思ひますので、そこについて触れる時間がないのであれなんですけども、様々な環境による部分ということでの発達障害というのもありますので、そういった部分に関しても視野を広げていただきたいなという部分があります。</p> <p>今、様々発達障害という部分に関しての、要はフォロー体制というかですね、それを発見していく部分で治療、養育という部分がどういうふうにされているかという説明がありました。</p> <p>発達障害に関してはやはり、多々教育長からご説明がありましたが、症状と言ひますか、要は形があります。個々に対応していく必要というのがすごく求められる世界であります。そのためやはり早期に発見をすることによって、早めにですね、個々に応じた対応というのが可能になっていく。</p> <p>やはりこの発達障害の一番難しい部分というのが、社会に適応していく部分の力というのにやはりサポートが必要ということが言われております。先ほど言われた落ち着きがないとか、そういった部分で見られる部分というのが、やはり元々そういう部分が苦手というかありまして、なかなか僕もこの発達障害という言い方が好きではないんで、発達でこぼこみみたいな形ですね、言われる部分があるかと思ひます。</p> <p>そこにどういうふうに対応して社会的な適応性を付けていくか、要は、特には学校に行く段になっては、やはり集団生活にどう馴染んでいくのかという部分に、やはりサポートが特に必要な子たちになってくるんだと思ひます。</p> <p>その上で2番目の質問にまいりたいんですけども、この5歳児健診ということ、前にも予算委員会や決算委員会の折にも少し話させていただいた部分があるんですけど、現状のところこの1歳半健診、3歳健診の時点しかその発達障害という部分の、要は判断等々がなされる部分というのが、公的には村に存在しないのかと思ひております。</p> <p>その中でなぜ5歳なのかというのが、やはり脳機能がある程度形になってくるのは大体5歳と言ひれております。その時点で一定の判断が可能になってくる。特には5歳から就学にかけてどうアプローチしていくかという期間になってきますので、こう</p>

	<p>いった5歳児健診という部分の可能性、必要性という部分で、他の市町村も結構この5歳児健診という取り組みが広がってきているとも聞きますが、現状のところ村の考えをお尋ねします。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>いわゆる5歳児健診と申しますと就学児健診、そういった言葉で行っておるようですが、極端な症状があればそういった対応はきちんとできているかと、早期発見につながってできているかと思いますが、そうでない場合ですね、なかなか保護者との相互理解ができていないというのが現状にあるようでございます。</p> <p>そういったところで今後もですね、保護者との相互理解を得るように努めることが大事なのではないかと捉えております。以上です。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>その保護者との相互理解、とても大切だと思います。</p> <p>やはり親からすると、じゃああなた診断受けましたね、発達障害ですよと言われたときの精神的ショックがかなり、とてつもないものがあります。</p> <p>未だにそうやって悩んでいる方というのが多くいらっしゃる中で、とは言うものの、それが後になって発見されていく、要は分かってくるという部分になるともっと対応が難しくなってくるということがあります。</p> <p>ちょっと後のほうの質問でまたさせていただくんですけども、ぜひこの5歳児健診、どこかいずみ館等でですね、まとまって集団健診というものではなくて、大体この5歳児健診されているのが保育所等に、そもそも小学校等がされている巡回の部分で検査されるところが多くあるそうですので、そういった部分もぜひ検討をしていただきたいと思いますが、そういった部分はやはり保護者の意向がないと進まないということなんですかね。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>先ほどからですね、1歳6カ月児、3歳児、それから就学前、そういった定期的な健診以外に何らかの方法を取られないかというご意見かと思いますが、現状のところではですね、そこまで保健福祉課の方では考えておりません。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>ちょっとここからの、要は幼児期から学童期に向けての受け継ぎという部分にかかわってくるので、次に教育長のほうにお尋ねしますけれども。</p> <p>先ほどこの巡回教育相談を行われているということが言われておりましたが、大体どれぐらいの頻度で巡回教育相談というのは行われているのでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>基本的に担任が、この子最近行動が気になるというところになりますと、すぐに申請して、教育事務所のほうから巡回教育相談に来てもらったり、それからスクールカウンセラーの先生にいろんなアドバイスをいただいたり、だから頻度と言いますか、学級を担任している担任若しくは管理職、これはちょっと相談した方がいいんじゃないかなということでやっておりますので、もう常に絶え間なくやっております。</p> <p>いろいろ医療機関につなぐということも、先ほどのお尋ねにもありましたけど、やはりそういうのに気付ける場というのは、やっぱり集団生活の学校とかでの場が一番気付くんですね。どうしても集団とは遊ばないとかですね、そういう様子、友だちとトラブルが多いとか、そういう意味で、やっぱり一番身近で気付く担任とかのほうから保護者のほうにアプローチしたり、ちょっと相談を受けてみませんかとかですね、促したり、そういった形でやっておりますので、もうその必要性に迫られたら必ず実施していると、日常的に、継続的に、計画的にというふうな形でやっております。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員

4 番	<p>教育長の、このことに関する熱意はとても伝わってきました。積極的に行っていきたいところでありますし、しているんだということです。</p> <p>一つ感じる部分では、担任の先生に依存してしまう部分が大いのかなど。要は担任の先生が、ここがちょっと発達障害の可能性も含めていろいろ検討しなければならないという部分に認知があるのかどうかという部分が、大きな判断の分かれ目になってくるのかなど。</p> <p>要は担任の先生に、やはりちょっと発達障害に対する知識等々、思い等々が少ない場合、なかなかこれが進んでいかないのかなど思うんですが、そのことに関してはどういうふうな学校としてのフォロー、教育委員会としてのフォローをされているのかお尋ねします。</p>
議長	教育長
教育長	<p>基本的に担任任せということではなくて、やっぱり学校は特別支援教育コーディネーターという特別支援の、ある程度専門性を高めた教員もおります。そのリーダーが定期的に週1回、特別支援教育の会議を開いて、最近のこの子についてどうですかとか、最近あの子がどうも気になるんですけどって、管理職も含めて一つのチームとして、その子の支援をどうしていくのかということを決めて進めていきます。</p> <p>ですから、最近若い先生が入ってこられて、非常にその能力の差もありますから、当然それはベテランの者それから若手含めて、管理職が中心となって、その辺りの方向性を今後どのような手を打っていくかということ、チームとして話し合っております。</p> <p>それに関わって教育委員会としてはSSW、つまりスクールソーシャルワーカーとか、それを村の予算で雇ったり、それからスクールカウンセラーの派遣を、もっと回数を増やしてくださいとお願いしたりとか、そういったことで対応しております。</p>
休憩	
議長	<p>11時5分まで換気休憩を行います。</p> <p style="text-align: right;">(11時01分)</p>
再開	
議長	<p>4番 高橋議員の一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(11時05分)</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>様々早期発見に対する取り組みは現状でも行っているんだという説明は分かりました。</p> <p>そこに関してなんですけれども、診断後、診断前も含めてですね、先ほど保健福祉課長のほうから家族の理解と言いますか、そういった部分が大切なんだという部分で、子どもたちのフォロー体制というのは学校であったり保育機関という部分は、いろいろ検討されている部分というのはあるんだと思いますけれども。取り巻く環境、子どもたちの環境というのは、やはりお家に帰れば家庭というものがあります。そして地域もあります。</p> <p>そういった部分での、特に家庭、家族へのフォローというのは、現状としてどういうふうになされているのか、保健福祉課長、教育長にお尋ねします。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>発達障害とですね、診断された後には、保護者の同意のもと療育や診療につないでおるところでございます。また必要に応じて福祉サービス、通所あるいは短期入所等の提供も行ってまいります。</p> <p>先ほどから言いましたように保護者との相互理解、これがうまく行けばですね、そういったフォローにつながっていくのかと思っております。以上です。</p>

議 長	教育長
教 育 長	<p>ただ今のご質問は、おそらくそういうお子さんをお持ちのお母さん方、お父さん方に対してのフォローを、周りの保護者がどのように見られているか非常に不安であるから、どういう取り組みをしてあるのかなということかなと思うんですが、よろしいんですかね、そういうことで。はい。</p> <p>基本的にやっぱりその辺りの理解が、周りのですね、そういった子どもに対する理解が図られないと、余計二次障害と言いますか、周りの目、そしてそれが当然周りの友だちにも影響してきますから、困った子というふうなことで見られないように、大体学校のほうでも入学式それから入学式説明会、それからPTA総会とか、それからいろんな講演会の折に、そういう子どもたちが数パーセントいますと、こういう子どもたちを温かく見守ってほしいと。</p> <p>特に、一番キーワードで言っておりますのは、一番困っているのは、その発達の偏りを持つ子どもが一番困っているんだということを理解してあげてくださいと、いうような形で、これはもう東峰学園だけではございませんが、いろんな学校で理解、啓発活動というのを行って、少しずつ周知徹底されてきているようです。</p> <p>最近では、都心部ではですね、特別支援学級のほうにぜひ入れて、個別指導をお願いしたいというふうな要望が非常に高まって、今、特別支援学級とか非常に増えております。そして実際子どもたちも、それによって困り感が少しずつ減って、成長しているというような状況です。以上です。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>保健福祉課長が言う相互理解の重要性、教育長が言う周りの理解という部分とてもよく分かります。</p> <p>でも、やはり一番大事な部分で、特に母親であったり父親に対してどういうふうにフォローをされていくのか、そこが一番まず重要なポイントとしてやっていかなければならないところではないかなと。</p> <p>やっぱり誰しも通常学級に通わせたいと思いますし、そこからの理解をどう得ていくのかという部分、特にやはり診断という部分がショックなことを思う方が大多数だと思います。そういった部分に対して誰がフォローするのでしょうか。そこら辺がすごく曖昧な部分というのがあるのかなと。</p> <p>学校においては、おそらく学校では把握をして、学校内のことに関してはおそらくフォローをしていっているという自負があられるんだと思うんですけども、じゃあ、保護者というのはやはり365日、ずっとやはり子どもたちのことを考えているかと思えます。その親へのフォローというのは、現状何かされているのでしょうか、保健福祉課長、教育長にお尋ねします。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>フォローを誰が行っているか、行政の場合においてはですね、どうしても保健師あるいは障害福祉担当、そういったところが窓口になってくるかと思っております。</p> <p>あと保育園であればですね、保育園の先生方、その方たちからやはり保健師なりに相談を受けて、そういった対応に当たることになろうかと思えます。</p> <p>いずれにしろ、やはり保護者のほうから相談を受ければですね、うまくつないでいくことができるんですけど、なかなか行政のほうでそういった発見が難しい状況にあるというのはご理解いただきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>その後々のフォローの体制ということなんですが、基本的にもう学校のほうからアプローチして、そしていろんな小児科のお医者さん、それからいろんなそういう専門的な療育機関、いろんなこぐま学園とかですね、いろんな機関がございます。そちら</p>

	<p>のほうに保護者の方々をつないで、そして専門的な立場から、またいろんな角度からですね、多面的に教育相談という形で、こんなふうなことで保護者は困っている。そのことを、じゃあ、こんなふうにすればいいじゃないですかというアドバイスを受けるような、つなぎの役目としては取っております。</p> <p>もちろん学校の職員もいろんな立場から、その辺りの相談を受けるということはやっております。以上です。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>期待していた回答じゃないかなというところで、やはり困っている方が困ってますと言えれば、それは困ってないんですよ。苦しめないですよ。困っていると言えないし、どう言ってもいいか分からないから困っているんですよ。</p> <p>そこに対してフォローしていかないと、結局は相互理解というのは深まっていかないんじゃないですか。結局やっぱり気持ちとしては通常学級続けたい部分があるし、自分自身がやっぱり理解できないと、特別支援学級という部分には絶対進めないし、子どもにもそれが負担になってくる。</p> <p>という部分に対して、今からやっぱり必要なのはアウトリーチとして、やっぱり外部からその子たち、家庭、家族、その取り巻く地域の方々も含めてアプローチしていかないと、この問題、問題という言い方をしたら悪いですけども、やっぱりこのことに関しては対応しきれないんじゃないかなと思いますので、ぜひ、担当課なり教育委員会なりでもどういうふうにするかそのフォロー体制を築くのか。</p> <p>子どもたちに対してはやっています。だけでも子どもたちを一番守るべき保護者に対して、それをしっかり行っていくべきなんじゃないかと。</p> <p>そうすることでやっぱり子どもたちの精神状態というのは安定感が増します。おそらくそれは教育現場のほうが一番お分かりだと思うので、そのことをぜひ教育委員会なり検討していただきたいなど。</p> <p>あまりここに時間をかけられないので、もう1点だけ、特別支援学級の話であります。特別支援学級に通級というか行くという選択肢に関しては、最終的には誰がどういった判断で行うのか、お尋ねします。</p>
議長	教育長
教育長	<p>特別支援学級の最終的な判断は保護者です。</p> <p>学校のほうでもいろいろ、いろんな検査をしたりアプローチをして、保護者とずっと面談を繰り返してきて、そして保護者の理解が図られないと、じゃあ、こっこのほうがうちの子にとっては幸せですねって、将来の自立につながりますねというふうな認識をしていただいたら、大体保護者の方のほうからお願いしますというふうな判断をいただきますので、それを受けて教育委員会のほうとしましては、就学支援委員会というのがあります。そこで最終的な保護者の意向を確認して、そして特別支援学級の入級ということになります。</p> <p>なかなか特別支援学級のことについて、いろんな、十分な理解がまだまだ広がっていませんから、その辺りがですね、今後の課題かなと思いますけど。そういう形で、その子にとって何か大事か、生きていく上でですね、それをしっかり分かってもらってやっております。以上です。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>大事な部分なんで、ちょっと改めてもう一度聞きますが。</p> <p>特別支援学級の先生たちが配属される基準というのは何か東峰学園では設けられているのでしょうか。</p> <p>もちろん特別支援特免と言いますか、その部分の免許がなくても特別支援学級、確か今担任できるはずですが、そういった部分を持ち合わせている方々をかなり積極的</p>



	に配置をされているのか。それとも別の意図で何か行われている部分があるのか。その部分に対してお尋ねします。
議長	教育長
教育長	<p>特別支援学級がインクルーシブ教育と言いますけど、健常の子どもそれから障害を持った子、視覚障害の子とか関係なくみんなで共に過ごそうと、共に学ぼうというふうなインクルーシブ教育が始まって10年ちょっとで、専門は、本当に専門は特別支援学校なんですね、免許を持っている。</p> <p>今いらっしゃる特別支援学級の先生方は、免許は後で大学とかに補講で行って取ったりする方もいらっしゃいますけど、主に研修で、一般的な教育事務所の研修とかでそういったスキルを磨いております。</p> <p>だから、すべてがすべて特別支援教育のスペシャリストであるかどうかというのはちょっと違う部分もありますけど、常にそういったことの研修を重ねていながら、そのスキルを磨いていくということは間違いありません。</p> <p>だから、そういう専門家が欲しいということは、県教委のほうにもいろいろ言っておりますが、昨今の教員不足の問題もありまして、なかなか実現が難しいというところが現状でございます。以上です。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>ちょっとここを中心にさせていただいたのでも、若干対応も分かりましたので中間部分を割愛させていただきますが。</p> <p>最終的には家族との相互理解というのをどう深めていくかというのを、おそく最短のやっぱり子どもたちが安心、精神的に安定したり、特に学習環境が安定したりしてくる場だと思います。</p> <p>それが必ずしも発達障害が関わっているというわけではなく、家庭環境であったり、東峰村ではどこまであるのか分かりませんが、貧困という部分がやはりその引き金になっているという部分もあります。</p> <p>そういった部分に関して、ここの部分の最後の部分、どういうふうにそういった部分を学習できる機会を設けていくのか。やはりこれは認識、知識、理解が深まっていかないと先には進まないですし、要はその方々を温かく見守っていける体制というのは必要なはずで。</p> <p>現時点で考える部分、回答をお持ちでしたら保健福祉課長、教育長、お願いします。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>行政においてですね、職員については福岡県が開催する研修会等に参加して、基礎的な知識等を学ぶ機会がございます。保健師なりはですね、当然それなりの知識はある程度備えているかと思えます。</p> <p>ただ家庭とか地域住民につきましては、そういった機会がなかなかございませんので、何らかの形でですね、啓発ができるような方法がないのか、今後検討させていただければと思います。以上です。</p>
議長	教育長
教育長	<p>やはり継続していくというところがですね、学校からのアプローチと、それからその対象のお子さんをお持ちの保護者の方と、この常に連携、話し合いをしながら困り感を出してもらおう。そういうふうな日常的なつながりというものを大事にしていく、というところを指導していきたいと思っております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>話し出すと切りがないところでもありますので、ぜひ、お互いの課での連携であったり社会教育的分野、知識を深めていくという部分は、ぜひともいろんなところで考え</p>

	<p>ていただきたいなと思います。</p> <p>次に、不登校・引きこもり対応について、お尋ねいたします。</p> <p>現在不登校に関してはフリースペースよつば朝倉で活動されている方々が東峰村にも来ていただいて、東峰村を拠点とした部分に、現在教育課のほうでも支援をされているということですが、東峰村はなかなか生徒数、子どもの数が少ないので、やはり不登校の子たちの人数というのは振れ幅がすごく大きい部分があるかと思えます。</p> <p>そこで組織を継続していくために、どういうふうに学校と連携していくか、そしてどういう組織化を図っていくのかについてお尋ねします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>不登校にかかわりましては、現在フリースクールよつばさんにですね、そちらと連携して、教育委員会の後援のもとに連携してやっております。</p> <p>学校がすべてじゃないという立場のもとですね、いろんな学びの場はあるんだという立場のもと展開しております。</p> <p>どうしても学校の中で馴染めない、いろんな不登校の要因は、背景は個人、十人十色ですので、やはり学校にどうしても足が向かないようなものが子どもそれぞれにあるというときには、よつばさんのほうにちょっとアプローチして、子どもたちにも「よつばのほうでちょっとやってみらんね」とかというような連携はしております。</p> <p>また、よつばさんのほうからも、気付いた点は直接教育委員会、学校のほうに足を運んでもらって、そしてその子どもの実態を出し合いながら、どう支援していくかというのを、その両側面を進めているところでございます。以上です。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>組織の部分について、特にお聞きしたいんですね。</p> <p>フリースペースよつばさんは朝倉を中心に活動されているので、朝倉のほうでかなり手いっぱいという話もお聞きします。なので東峰村としては自立をしていただきたいという旨もあるようなんですけれども。</p> <p>東峰村としてやはり確固として組織があるというか、そういう受け皿があるという部分を目指していくのか、そういうことがないときはなくて、あるときはあるという対応をしていくのか、その辺はどうお考えなんですか。組織化を確固として進めて、確実にいつでも受け入れる体制というの、不登校の子がいなかったとしても続けていく覚悟はあるのかどうかお尋ねします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>おそらく議員さんのお尋ねは、東峰村として、例えば他の市町村の適応指導教室とか、そういった専門的な組織というか体制づくりをするべきじゃないかということじゃないんですか。じゃない。</p> <p>本年度からよつばさんの後援という形で村のほうから補助金も出させていただいております。</p> <p>それから、毎週水曜日はよつばさんのほうで教育相談、不登校も含めていろんなことについてですね、教育相談をする場を持っていただいております。</p> <p>今年1年目、まだ始まったばかりでございますので、その連携を図りながら、今後どうしても必要性が出てくれば考えないこともないと思いますが、現在のところはよつばさんと連携した形で進めていきたいというふうに思っています。以上です。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>以前決算委員会の折でも確か聞いたと思うんですけど、適応指導教室を支援センター的な部分にしないという立場を表明されていて、なおかつよつばに関して、朝倉のほうからして来ていただく方々にうまく対応してということで、依存していること</p>

	<p>だと思っんですよね。</p> <p>村としてはどういふふうに東峰村としての不登校対応、受け皿というのを考えているのか。あくまでもよつばさんがいるからこの事業できているのですけれども、よつばさんがもう限界ですと言われたらおしまいじゃないですか。</p> <p>じゃなくて、東峰村として、しっかりと不登校対応に組織化を図るのかどうなのか、その意識はないのか、もうあくまでも朝倉のよつばさんに依存した形をお願いをしていくという立場なのか、お尋ねします。</p>
議長	教育長
教育長	<p>何べんも繰り返しますけど、今年1年目でその取り組みが始まったばかりですの、その成果なりをですね、考えながら、これはどうしても手いっぱい村のほうで何とかしてくださいという状況になればですね、またそれは考えていく必要があるかと思っますけど、今の状態でいけばよつばさんと学校、もちろん学校が中心になってやっていっっております。もう先生方も本当に、もうほんと努力を重ねて家庭訪問したり教材届けたり、そういったこともやってもらっっていますが、学校を中心に補完していただけるのをよつばさんに頼んでやっていくというところで、ここ数年は考えておっります。</p> <p>ですので、今その組織をつくらないかんぢゃないかと言われましても、ちょっと今のところはまだ始まったばかりで、返答しかねるというところが現状でございます。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>やはり村としてどう考えていくかという部分で、学校の附属機関がフリースペースにはなってはいけないと思っんです。学校を中心としてよつばがフォローしていく。</p> <p>ただ、やっぱり子どもたちに関しては、学校に行きたくない、行けないという現実があって苦しんでいる部分もあります。</p> <p>そこで、やはり学校との密接感とまた離れた部分の受け皿という役割もあると思っますので、この不登校対応に関してもやはり教育委員会なりでどういふふうに対応していくのかという部分を、やはりもっともっと検討していただかないと、ちょっと今はよつばさんがいて、そういうことができるけれども、よつばの先生方もなんか退職された先生方であり、年齢的にもですね、じゃあ、これからどれだけの間続けることができるのかというのも課題になっているんじゃないかなと思っますので、今だけの話としてこれを捉えないでいただきたいなと。</p> <p>この不登校、ひいては引きこもりという形にはなるんですけれども、東峰学園とか学校教育時においてはそういったサポートというのが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等々あると思っんですけれども。</p> <p>その後ですね、要は東峰学園を卒業してから、これは以前にも聞いたことがあるんですけれども、そういった場合というのは、誰がどういふふうに対応していくのか、そういった事例があるのかどうか、お尋ねします。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>青年期以降ということになろうかと思っわけでございますが。</p> <p>どうしてもですね、こういった場合、立場的には受動的になってしまうというか、相談を受けない限りなかなか対応を行うことが難しいというところはございます。</p> <p>ただ、その相談についてはですね、地域包括支援センターの社会福祉士、また障害福祉担当、そういった職員が行っっております。</p> <p>相談の結果、必要に応じまして福岡県の引きこもり支援センターあるいは医療機関、そういったところと連携を図りながら行っるところでございます。以上です。</p>

議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>社会福祉士さん、頑張っておられるかと思います。</p> <p>ただ、かなり高齢者の範疇等々でなかなか手いっぱいなのかなというの透けて見えますが、そういった部分の拡充であったり、そういう対策というのを現状考えられているのか。先ほど言った、要はアウトリーチですよ、外部からしっかりとサポートしていく体制あるのかどうか。</p> <p>あるいはやっぱり社会福祉士に行く前にですね、そういった相談、診療相談であったり就労支援という部分が社会福祉士さん待たずにですね、そういったフォローできるような地域住民を育成していく構えはあるのかどうか。</p> <p>やはり行政がアウトリーチしていきにくいのであれば、やはり中間支援組織的な部分というのを立ち上げたりとか、そういう人材育成をしていかないとフォローしにくいのかと。役場から来ましたと。ピンポンとって、なかなか対応できるわけではないです。</p> <p>そういった部分の考えがあるのかどうか、併せて質問させていただきます。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>私もですね、今年の4月から保健福祉課にまいりまして、状況を見てきておるわけですが、そういった相談の件数についてもですね、極端に数が多くあるわけではございませんので、現社会福祉、障害福祉担当、あと保健師一体となっております、そういった対応を行っております。</p> <p>そういった拡充が必要かということにつきましては、状況次第で考えることはあるかもしれませんが、現時点ではですね、特に、もう少し人材を育成していこうとか、そういったところまでは取り組んでいないのが現状でございます。以上です。</p>
議 長	4番 高橋弘展議員
4 番	<p>そういった引きこもりや不登校というのがなかなか外部から手を差し伸べにくい環境である。先ほどの発達障害と一緒に家族との相互理解、要は支援する側と支援される側の相互理解というのがないとなかなかうまく進まないという部分で、ぜひともこういう部分も発達障害と同様にですね、学習できる機会というのを増やしていただきたいなと思います。</p> <p>これはもう意見として言っておきますが、最後に、こういった不登校・引きこもりに対してもやはりいろんな要因を抱えております。子どもたちの育ち、成長の中でのいろんな過程において起きたことであったりとか、元々先天的にあるものというものはあるかと思います。</p> <p>それが特に発達障害が引き金になっている部分というのもクローズアップされてきておりますが、要は発達障害は最初に言いました社会への適応性をどういうふうに子どもから社会に出るまで身に付けていくか、その周りがサポートできる環境にしていくかというのは大切なはずで。</p> <p>そこで最後の質問で、そういった部分が、要は今でも保健福祉課と学校教育の部分で、年齢が変わるともう全然スイッチされてしまうという現状があります。そういった部分でそれをつなぐ部分、あるいは東峰学園を卒業してからもそれを他の機関につなぐという部分において、やはり今、全国にちょっとずつ広がってきていますが、育ちのサポートカルテ、いろんな言い方あるので他の市町村と違うところもありますが、そういった部分の切れ目ない情報共有のあり方というのを検討していくべきではないかなと思いますが、最後に保健福祉課長、教育長のほうから見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	今、議員さんから指摘いただいた部分、非常に大事な切れ目のない支援を継続して

	いくというところで、福岡県の場合は、就学前は福岡就学サポートノートというのを保育園、幼稚園では作り、そしてそれを小学校で引継ぎ、小学校・中学校では個別の指導計画、支援計画というのを作り、それをまた高校まで引き継ぐというような形で、そのカルテを作って継続的、計画的、そして多面的な支援ができるように、そういうカルテを作ってしております。これは、保健福祉課も含めた形での取り組みでございますので。以上です。
議長	これで高橋議員の質問は終了にいたします。
休憩	
議長	11時45分まで休憩します。  (11時33分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、再開します。  (11時45分)
議長	3番 黒川隆康議員の質問を認めます。 3番 黒川隆康議員
3番	<p>私は、まず初めに過疎対策法の失効に関しての村長のご見解について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎対策法ですが、現行の過疎対策法は2021年3月に失効することとなります。それによって新たな過疎対策法が現在自民党で検討中であります。</p> <p>現行の過疎地域指定要件は、財政力と人口要件です。</p> <p>財政力については、財政力指数が0.42以下、そして公営競技収益が13億円以下で、人口要件については人口減少率や人口増加率、高齢者率、若年者率などが挙げられております。</p> <p>他にも諸々小さくは分けられていますけれども、簡単に言うとそういうことであろうと思っております。</p> <p>検討中の素案では、要件の一つである人口減少の起点となる基準年について、現行法では地方から都市部への人口流出のピークだったとされる1960年の設定がありますが、過疎対策特別委員会では人口流出が一旦終息した1975年、若しくは過疎地域の人口減少率が最少だった1980年のいずれかに変更する案が浮上しているとのことです。</p> <p>財政事情が苦しい自治体にとっては、指定から外れることになれば大変大きな問題になると思っております。様々な自治体から懸念が示される中福岡県知事もオンライン形式の全国知事会において、対象地域への支援の継続を切々と訴えたとのことです。</p> <p>現況を考えたとき、東峰村としては指定を外されることはないと思っておりますが、だからと言って知らないふりをするわけにはいかないと考えます。県と歩調を合わせ、共に要望していかなければならないと思っておりますが、このことについてどのような認識をお持ちなのかお伺いいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>今、議員ご質問のとおりですね、本年度末をもって、つまり来年の3月をもって、この通常過疎法と言われているものは終息をいたします。</p> <p>それにつきまして、本年11月20日にですね、全国過疎地域自立促進連盟の大会がありまして、この中で引き続き総合的な過疎対策の充実・強化、過疎地域の振興・持続発展が図られるような、新たな過疎対策法の制定を強く求める決議案がですね、全会一致で可決されたところであります。</p>

	<p>まだ議員言われるように、この東峰村におきましても、この過疎法というのは非常に大事なものと言いますか、この村が存続できるかできないかに係るような重大な法律であります。</p> <p>そういった関係で、今後ともですね、全国の過疎地域の市町村と歩調を合わせながら、本村においても取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>そういった中で、新たな過疎対策法の制定に関する決議要望について、全国過疎地域自立促進連盟から福岡県過疎地域振興協議会へ要望書等がですね、送付されておるところであります。</p> <p>県協議会から本県選出国會議員に対してですね、そういった要望等も今後なされると思っておりますので、議員言われるように、私ども過疎の指定を受けています全国の市町村並びに県、それから國會議員等へのですね、要望活動も歩調を合わせながらですね、今後取り組んでいきたい、そういうふうに考えています。</p>
議長	3番 黒川隆康議員
3番	<p>ありがとうございます。</p> <p>村長、全国大会にも出席されたようですので、そういう会議の中でしっかりと要望等が決議されたということでもありますので安心してはおります。</p> <p>ただ私たちが思うのは、要望だけ県のほうにお願いするのではなくて、やっぱり何かあるときには一緒になって国のほうにも、県と一緒にですね、要望していくということは必要であろうと、それがひいては村のためにもつながっていくのではないかとこのように思っております。</p> <p>この件に関しては確認ということでお尋ねしましたので、これは終わりたいと思います。</p> <p>次に、ウォーキングマイレージ事業について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>以前この事業についてはですね、効果あるいは成果について検証されたことはあるのかということでお尋ねしたことがあります。その折にはですね、まだ検証途中であるとの回答だったと記憶しております。</p> <p>その後、この事業の検証は行われたのか、実施したのであればその結果を、どういったことが分かったのかお伺いしたいというふうに思います。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>ウォーキングマイレージ事業につきましてはですね、議員おっしゃいますとおり、以前の一般質問の中で質問をされたり、決算の中でも意見が出されたと思っております。そういった中で検証をどのように行っているか、当然これは必要なことだとは思っております。</p> <p>令和元年度末にですね、地方創生推進交付金事業、これについては外部評価を行うことでですね、企画政策課のほうで進めておりました。当然、その抽出された事業の中にウォーキングマイレージ事業も入っていたわけですが、本年3月末に結論を出すところでしたが、新型コロナの影響で会議ができずにですね、審査が終結しておりません。</p> <p>ただ、第1回目の評価委員会の中ではですね、KPIに対して「概ね達成」、または「若干達成」と、4名の外部委員の方が2名ずつですね、そういった評価をしていただいております。</p> <p>この目標値につきましては、「1回30分以上運動なし」と答える割合をですね、全国平均以下にすると、そういった目的でございました。なかなか漠然とした目的ですね、難しいところですけど、福岡県全体がちょうどその中間に位置するぐらいだったんですが、この事業の結果で福岡県の数値にですね、村のほうも近づいておりますので、概ねですね、この事業については、保健福祉課としても達成しておるのでは</p>

	ないかと、そのような評価を行ったところでございます。以上です。
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>検証をしっかりといただいて、その検証結果を基にですね、さらに皆さんの健康増進を図っていただくように努力していただきたいというふうに思います。</p> <p>この中でですね、この事業の中でランキングが付けられていますけれども、このランキングというのはどういったことで、目的で付けられているのか、内容をちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>ランキングにつきましては、参加されている皆さん方がですね、できれば楽しく競い合っていていただいて、ウォーキングに対する意欲を高めていただこうと、そういったところでランキングを付けているものでございます。</p> <p>ランキングの結果についてもですね、東峰テレビで流しておりますし、小石原庁舎、宝珠山庁舎、あといづみ館にランキングの結果表も備えておるところでございます。</p> <p>ただ、そのランキング上位を目指すためにですね、過剰な運動にならないようにしていただくということは大事なのではないかと考えております。以上です。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>今、課長がおっしゃったようにですね、皆さんが楽しくウォーキングできるような形というのは、みんなそういうふうを考えているんだろうと。</p> <p>ただ、そのランキングを付けていく中で、例えばですね、一定のランキング上位にいらっしゃる方、定位置にいらっしゃる方が急にいなくなったりとかするわけですね。そういうときのフォローというのは、私は必要ではないかと思うんですよ。</p> <p>その人が何で急に悪くなったんだ、下がったんだとか、そうしたときにフォローすることによってその人の体調が確認できるわけですね。</p> <p>寒くなったから歩かなくなったとか寒くなったので風邪引いたとか、逆に歩きすぎて体調を崩したとか、そういう人もいらっしゃると思うんです。だから、そういうのをやっぱり確認して、しっかりと指導していく。ちょっと歩きすぎですよとか、もう少しゆっくり歩いてくださいとか、そういう形を取りながらですね、フォローしていくことは、私は必要だと考えているんですが、いかがでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>このランキングについてはシステムの中で出てまいりますので、そのシステムの登録と申しますか、更新をしなければですね、数値が出なかったりとかいうケースもあるかと思いますが、議員おっしゃるように、入院されてですね、もうウォーキングをできなかったと、そういう状況もあるかもしれませんので、そういったところをですね、今後気を付けていくのかどうか、また来年からの事業をどのように進めていくのかを、予算編成の中でまた考えていきたいと考えております。以上です。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>今の件についてはですね、ある村民の方からもそういうことを尋ねられましたので、今日質問したところであります。</p> <p>それでは、最後の質問に移らせてもらいます。</p> <p>東峰学園のオンライン授業について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>今ご承知のように、コロナウイルスの感染が拡大して医療崩壊が心配されている地域も出てきております。幸いにも東峰村では感染者は出ておりませんが、これから寒さが増していく心配になるところであります。</p> <p>そのような中東峰学園では本年度ICT活用のための準備をし、オンライン授業に向けての整備も進めております。現在その環境整備はどのようになっているのか、進捗状況をお聞かせいただければと思います。</p>

議 長	教育課長
教育課長	<p>現在、ギガスクール構想の前倒しで、国の支援を受けて計画的に進めております。来年の2月中旬ごろまでには、1人1台のタブレット端末とW i - F i の環境も学校全体の整備を終わる見通しです。</p> <p>また、今月12月からは学校を休んでいる、来たくても来れない生徒さんの希望により、オンライン会議ソフトズームでの授業を行っております。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の話を聞きますと、2月中旬には大体環境整備は終わるということでよろしいんですね。はい、分かりました。</p> <p>計画どおりにですね、成果ができますように、今後とも努力していただきたいと思えます。</p> <p>次に、このオンライン授業をですね、有効に機能させるためには、教師の皆さんのスキルアップが最も重要だと考えております。</p> <p>そこでお伺いしますが、先生方に対する支援はどのようにされているのか、あるいは今後どういった支援を考えているのか、お伺いします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>いかにハード面が整備されましても、このI C Tを使いこなす教職員のスキルが問題になっております。この技術が高まらないと子どもたちの学習も深まらないと考えております。</p> <p>この問題を解決すべく現在もI C T支援員を月に2回ほど学校に来ていただいて、プログラミングの教育とスキル向上を支援していただいているところです。</p> <p>しかしながら、さらに充実していくためにも、もっと頻度を多くして、他のI C T支援を確保することが必要ではないかと考えております。来年度に向けて現在、関係機関に働きかけているところです。</p> <p>どこの学校も同じような要望を持っています。なかなかI C T支援員が学校に来ていただくのは大変難しいところなんですけれども、今後も予算面でも来年度予算を組んで確保したいと考えております。</p>
議 長	3番 黒川隆康議員
3 番	<p>しっかりですね、今、コロナ禍の中でのことですので、大変だろうとは思いますが。教師の皆さんはですね、コロナ禍の中で大変な努力をされていると考えております。どうぞこれからもですね、教育委員会として予算の確保とともにですね、できる限りの支援を先生方にしていっていただきたい。そして、次世代を担う児童生徒を育てていきたいというふうをお願いをして、私の質問は終わります。</p>
休 憩	
議 長	<p>13時まで休憩をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(12時01分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>
議 長	<p>6番 高倉寛視議員の質問を認めます。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6 番	<p>まず、最初にですね、村長の村政運営についてということで、お伺いいたします。</p> <p>村長はですね、以前の総合教育会議の中においてですね、教育長を首長が選んだ人だったら首長の意向に沿うようになりますね、との発言。</p> <p>また、教育委員を首長が選ぶと危ういという気がしますね、ということも発言して</p>



	<p>おります。</p> <p>この発言はですね、どのような考えで言われていたのでしょうか。今でもこの考えに変わりはないのでしょうか。そこをまず伺いたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>議員のほうに、その辺りの、この質問の状況をですね、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>質問の状況というのが、私はよく分からない。私の言っていることが分からないですか。</p> <p>こういった発言をしたことに対して、今もその考えに変わりはないですかと、それを聞いているんです。この、言ったときと同じような考えなんですかということを聞いているんですよ。</p>
議長	村長
村長	<p>高倉議員の質問が善意のほうか悪意のほうか、ちょっと判断に、そういう言い方はないでしょうけれども、どちらの考えなのかというのが、ちょっと分かりませんので、質問的に、こういったことについてどのような発言だったのかと。</p> <p>ですから、あなたが考えている質問の奥と言いますかね、それは何なんですかというのを、ちょっとお聞きしたいんです。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>このあなたが、先ほど私が言ったような発言をしてますね。その思い、思いがあつて発言したことでしょう。</p> <p>だから、その思いが今でも変わらないかと。善意とか悪意とかなんも関係ないですよ。それに対して今でもこういうふうに思っています。思っていないと言えば済む事でしょう。何を難しく考えているんですか。</p>
議長	村長
村長	<p>高倉議員は、この東峰村総合教育委員会の議事録を読まれた上での質問だということで解釈をさせていただきます。</p> <p>私も改めて議事録を読んでみたわけでございますけれども、この、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これが27年の4月1日から施行されたわけでございますけれども、ご承知のように、以前は、教育長は教育委員会の中で互選をされていたということですね。</p> <p>それがこの新法になりまして、首長が直接教育長並びに教育委員を任命をするようになりました。</p> <p>したがって、その首長の意向がものすごく反映されやすい、そういったことによって首長の意向、そういったところが反映されますねと。そういったことであれば、何と言いましょうか、政治的な中立とか、そういったものが保たれるんだろうかと、そういった形の中でこういう発言はさせていただいたと、そのように記憶をしています。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>中立ということは今発言されましたが、ということはですよ、結局この首長の意向に沿うようなことになってはいけないと考えておるのか、それとも、やはり首長がこういうふうになさいということ、教育長また教育委員さんたちに言えば、そのように動いてもらわなければならないのか、そのところはどのように考えておりますか。</p>
議長	村長
村長	再度申し上げますけれども、この議事録を読んでの上の発言だと思いますけれど

	<p>も、私が懸念をするのは、今、議員が言われるように、村長が結局任命したんであれば、村長の意向に沿わないと云々というような形になるんじゃないかと。それが前回のやり方とは違うんじゃないかと、そういったところの懸念が私にはあったもんですから、そういった発言をさせていただいた。</p> <p>そういったところで、任命は村長が行いますけれども、これは首長部局、それと教育長部局という形で、その後の執行については、教育長を中心とする教育委員会の中で議論され、施行されていくのだと考えております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>ある程度の話は分かりました。確かに以前と違うからこういうふうなことになるんですね、といった村長の考えは分かります。はい。その発言をどうこう言うつもりはありません。</p> <p>ですから、この発言に対してですね、今でもこの考えに変わりはないのかを聞きたいんです。今でもやはりこういうふうな、例えば先ほど言われたように、村長が任命したから村長の思いどおりに動けとか、そういうふうな考えがあるのかを聞きたいんです。どうでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほども答弁をいたしましたように、村長部局とそれから教育長部局というのがあります。</p> <p>そういった中で教育長を中心とする教育委員の皆さん方が、やはりこの教育行政については、しっかりと判断をし、やっていただきたいと、そのように考えています。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>そのような考えであればですね、前教育長の交代劇はどうしても納得のいくことではないのです。また、村民の方々の中にもですね、「なぜ交代しなければならなかったの」とか「何か村長に思惑があるのじゃないの」などの意見も聞かれています。</p> <p>あなたはですね、自分の意向に前教育長が従わなかったので交代させたのじゃなかったんですか。違いますか。</p>
議長	村長
村長	<p>以前の議会の中で長澤議員のほうからもそういった設問がありましたけれども、その人事の案件については、新法の中でも村長のやはり意向というのが生かされていくというか、そういった任命権者は村長というような形になっておりますので、議員が言われるような、村長の意向に沿った教育長なり教育委員になるのではないかと。</p> <p>そういったことについて、前教育長の件も質問されたわけでございますけれども、ここら辺りについてはですね、長澤議員にも申し上げましたけれども、やはり人事案件につきまますので、その件については、発言は控えさせていただきたいと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>村長、先ほど言いましたよね。村長部局と教育部局、教育長を中心として教育行政はやっていかなければならないということをおっしゃいました。</p> <p>であるならばですね、やっぱりなおさらまた疑念がわいてくるわけですよね。前教育長の交代劇というのが。</p> <p>確かに人事案件と言ってもらえれば、確かに村長が人事は持っていますので、それは分からないことはないんですけれども、非常に村民の方もいろんな人がおられまして、先ほども言われたようにですね、何か悪いことをしたんですかと、逆に前教育長を思っている方もおられるわけですよね。</p> <p>だから村長が教育長を代えたと、じゃないのという方もおります。確かに。</p> <p>でもね、そういったことを言われるというのは、確かに前教育長に対して非常に申</p>

	<p>し訳ないと思うところがあるんですね。</p> <p>ですから、まず、先ほども言ったように、思惑があって代えたのでなければ、ただ人事案件だから代えましたと。あくまでもそれを貫いていくわけですね、それでいいですね。</p> <p>あくまでも人事案件だから教育長を交代させたと、私が。それでいいですね。</p>
議長	村長
村長	<p>議員のほうが村民の方からどういうご意見を伺っているのか知る由がありませんが、あくまでも任期満了に伴う人事案件でございます。</p> <p>そういうことでありますので、それはあくまでも任命権者である私の総合的な判断、そういったものによって任期満了に伴った対応をさせていただいたということでございます。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>このときに、同じなんですけど、意見の強い人がそれですべて通るという体制は、教育委員になられた方は肝に銘じて、どちらが本当なのかをしっかりと判断していただきたい。また、イエスマンではなく自分の立場の意見をきっちりと教育に関しては言っていけないといけない、というような発言もあります。</p> <p>これに対しても今先ほどと同じことを聞きます。この発言に対しての考えは今も変わりませんか。</p>
議長	村長
村長	<p>私は常々組織を動かすというのはですね、やはり得てして強い意見とか行動とか、そういったところがあります。</p> <p>これを話せばちょっと長くはなるんですが、やはり第二次世界大戦あたりどうして起きたのかと思っております、ある程度の本を読ませていただきましたら、やはり組織が硬直化していくと下のほうの意見と言いますかね、反対意見がなかなか通らないようになっていく、そういった中で組織のほうが一人走っていくと言いますか、独走体制を行っていく。まさしくそういった第二次世界大戦がなぜ起きたのかというところを考えると、教育の中においても発言の強い人、そういった人たちの意見がすべて通って動かしてもらっては、今から成長します子どもたちにとっても、私は良くないと思っております。</p> <p>そういった中でしっかりと自分の判断で、教育委員会等については発言をしてくださいと、そういったことの発言、そういったところを今思い出しているところであります。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>教育委員と教育に関しての考えはこのとおりだったということでございます。</p> <p>ではですね、この考えは教育に関してだけなのか、村の職員に対してもこのような考えをしておるのか、そこをお聞きいたします。</p> <p>村の職員たちにもこのような考えを持っておられるのか。</p> <p>分かりましたね、どちらが本当なのかしっかりと判断していただきたい。またはイエスマンではなく、自分の意見をきっちりと断言していかないといいないということを言っています。</p> <p>だから、この考えは、村の職員に対しても同じですかと聞いております。</p>
議長	村長
村長	<p>私は、組織というのはそういうことだろうと思っております。それは役場の職員においても民間の会社等においても、それは社長の号令ひとつでやはり有名になった企業もあるかも分かりません。しかしながら、やはりそこには、私は、継続的な組織が保たれていくというのは、そういった雰囲気ですね、そういったものも作り出して、</p>

	それが首長とか社長とかそういった人たち、そしてやはり職員並びに社員がやっぱり会社の状況を判断し、率先的にやっぱり頑張っていく、働いていく、そういったところが組織には、私は求められている、そのように感じておりますので、役場の職員についても、いろんな意見は私に上げてもらう、そういったところは別に制限をしているわけでもないし、そういったものは望んでいるというところであります。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	非常に前向きに立派な発言をいただきましたが、私たちが感じているのはですね、この東峰村、あなたの独断ですべてが行われているように思われるのですが。 職員が意見を出しても、あなたの意に沿わないと、すべてのことが却下されるとも聞いております。自分がすべて正しいという考えはですね、先ほど言われた、あなたの発言とは違うのじゃないですか。
議長	村長
村長	非常に憤慨するような質問でございますけれども。 できれば実例を挙げて言っていただければ、私のほうも回答できるのではないかと思っております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	本人は心当たりがないというようなことでございましょうが、確かにですね、実例を挙げると、挙げるわけにはいかないですよ。その職員さん、かわいそうになりますので。また、辞められた方もですね、名前を出すわけにもいきません。 それはできませんが、そのように私たちはずっと、ここもう何年か感じておりました。ですからその質問をさせていただきました。 本当にあなたがですね、職員の意見を聞いてやっておるのか、甚だ疑問でございます。それをずっと私たちは感じております。 そのところはちゃんと職員の意見を先ほど聞くというようなこと、立派なことを言いましたが、それはやはり今からずっとそれでやっていくのですか、今までもそれでやってきたのですか、そこをお聞かせください。
議長	村長
村長	職員の、どういう人たちからどう聞いたかというのは分かりませんが、非常に今の発言につきましては、問題があるなど、私は感じております。 したがって、議場外でも結構ですので、そういったご意見をぜひ、私のほうに聞かせていただきたい。 私は、やはりいろいろ話はしてきたんですけれども、この東峰村において役場の組織というのは一番であります。そういった役場の職員の皆さんが、やはりこの村を良くしていこうという形で頑張っておられます。災害後もそうです。 その職員さんたちに支えられて、やっぱり村政というのはあるわけですから、あなたが疑念をしているようなことがあれば、この場じゃなくても構いませんので、よろしく私に教えていただきますよう、そして私が悪いところがあれば、それは当然また私なりが考えてやっていきたいと思っております。 逆にですね、村の人からは、今まで役場に行くのが非常に嫌だったというような方が、行きやすくなったというような、私にとっては非常に嬉しい話等も聞いておりますので、それは先ほど議員が言われましたように、いろんな方がおられます。いろんな見方をする方もおられます。そういった中で私としては、やはりこの村の中心的な存在の組織である役場の職員の皆さん方とともにこの東峰村、それをこれからの子どもたちや未来につなげていけるような組織づくり、そして東峰村にしていきたい。そういったことを常々思っているところであります。
議長	6番 高倉寛視議員

6 番	<p>ぜひとも、これからそのようにしていただきたいと思います。</p> <p>次にですね、以前やまびこ塾があったときにですね、議員がコーディネーターをしておりました。村長は、議員がこの中に入っているのは問題だよというような発言をしております。どのようなことが問題なのかをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>さっきから話しておりますように、やはり組織というのはですね、いろんな意見が出て、そしてみんなで考え方向性を見出していくということも、一つの重要な組織体制じゃないかと思っております。</p> <p>その中にやはり例えば村長が入ってとか、議員が入ってとか、そういったことであればですね、やっぱりそういった自由な雰囲気と言いますか、和が失われるのではないかと。</p> <p>したがって議員につきましても、そういったところはやはり遠慮していただくとか、そして違う場面で村政のために頑張っていただきたい。そういった思いの中であつたのではないかと思っております。</p> <p>私は道徳について、室井教育長から現在の教育長に至るまでいろんな話をさせていただいております。</p> <p>やはり人間の根本というのは道徳心だと、私は常々考えております。人をですね、やっぱり裏切ったりとか、それからひねくれた考えの人間とかですね、そういったところに子どもたちはなっていたらだいたくなくと思っております。</p> <p>そういった原点は何かと言ったら、やはり道徳心であろうと、常々私は思っているところでありますので、そのような子どもたちが今後育ってほしい、そういった願いも持って、教育長とはそういう話をさせていただいているところであります。</p>
議 長	6 番 高倉寛視議員
6 番	<p>道徳の問題と議員が入っているのが分からないんですけど、議員が駄目だというのがよく分からないんですけど。</p> <p>確かにですね、例えば組織の中に入って、大人の会議とか何かで議員が入って言うのであれば、それはいろいろ問題があるかもしれません。でも、このときは子どもさんたちに教えていたわけですね。それが、議員だから問題があるというのは、ちょっと違うんじゃないかと私考えますけど。</p> <p>そこはですね、ちょっと認識の違いだと言ってしまうかもしれませんが、お子さんたちに勉強とか物事を教えている人が議員であつたら、どこが問題なんでしょうかね。</p> <p>組織で、例えば議員が子どもさんたちに、大きな声でこうせろ、ああせろと言っておるんであればですね、そういった問題があるんであれば、それは確かに問題も、駄目だと言われても仕方がないでしょうけど、そういったことは一切聞いていませんしですね、その認識の違いと言われてれば確かにそうかもしれませんが、子どもさんたちと対しておる人に対して、何が問題なのかを、もう一度確認したいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>繰り返しになりますが、高倉議員は議事録を読まれた上での発言だと思っております。その前段のほうをお読みになりましたでしょうか。</p> <p>私は、やまびこ塾あたりであっても、ちょっと申し訳ありません。表現の仕方が悪いかも分かりませんが、その塾の、簡単に言うところのちゃんとした先生かということですね。そういった教える経験とか免許とか、そういった人のほうが望ましいんじゃないかということをおっしゃいます。</p> <p>そういった中で、もしそれができなければ、やっぱり予算的措置もしてですね、子どもの教育はしっかりとやっていくべきだという発言を、前段のほうでやっております。</p>

	す。その辺りも加味していただいて、やはりこの問題は考えていただきたいと思っております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>確かに前段のほうも私は見ております。</p> <p>もしですね、村長がおっしゃられるように、教員の免許とかそういったものが必要なのであればですね、議員がとか言う必要ないでしょう。今度組織を変えたらどうですかと。</p> <p>これ、議員がということは、はっきり言って個人を名指ししとるのと変わらんでしょう。私はそこを言っているんですよ。</p> <p>確かに免許があればそれは一番いいでしょうけど、免許がなくてやってたと。それが駄目と言うのであればですね、じゃあ、組織を変えましょうかと。それで話は済むんじゃないですか。</p> <p>議員が入っているのが問題だよ。こういうことを発言するから、私はこういうことをまた聞かなきゃならないことになるんじゃないですか。そうでしょう。違いますか。</p>
議長	村長
村長	<p>その辺りが高倉議員と私との考え方の違いだと思っております。</p> <p>やはりそのお金がかかっても今からの子どもたちの教育に関しては、それなりのやっぱり指導力とかいろんな方がある人を、やはりお金を出してまでも雇ってやったらどうかというのは、先ほども言いましたように、前段のほうの意見でございます。私は今でもそう思っているところであります。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>本当に意見のかみ合わない答弁ですね。</p> <p>次に行きます。</p> <p>買い物支援についてということで。</p> <p>先日から試験的に、まだ2日ですかね、行われたと思います。買い物支援移動車の結果はどのようなものだったのかを、お聞きしたいと思います。また、この支援はどこが支援してくれたのか、そこをお伺いしたいと思います。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>移動スーパーの実証実験につきましては、11月の25日からですね、毎週水曜日に宝珠山地区で2回、小石原地区で2回、合計の4回を予定させていただいております。最終的な結果は出ておりませんが、途中までの結果についてご報告させていただきたいと思います。</p> <p>11月25日の宝珠山地区につきましては、アンケートの回収数が59件、商品の販売品数が363点、販売額としましては8万2千円ほどでございます。</p> <p>12月2日、これは小石原につきましては、アンケート回収が40件、商品の販売品数が219点、販売額としましては5万2千円となっております。</p> <p>これらにつきましてはですね、うきは市のサンピットバリューのですね、実際もう5年ほどやられている移動スーパーをお借りしての実証実験となっております。</p> <p>この皆様からいただいたアンケートの集計を行い、また今後協議を進めてまいりたいと考えております。</p>
休憩	
議長	<p>5分間の換気休憩をしたいと思います。</p> <p>1時40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(13時33分)</p>
再開	
議長	一般質問を再開します。

	(13時40分)
議長	6番 高倉寛視議員
6番	先ほどちょっと止まりましたので、買い物支援をしてくれたところがうきはのサンピットということでございましたけれども、そのサンピットにお願いした経緯は、どのようなことでサンピットになったのか教えてください。
議長	企画政策課長
企画政策課長	今回ですね、ご協力をいただいておりますサンピットにつきましてはですね、5年ほど前から移動スーパーをやっておるということで、まず私どもの職員で勉強に行きました。そういった内容であるとか、いろんな聞き取りをした中でですね、たまたま水曜、日曜が車自体は休ませているということで、どうせ実証実験をやるんだったら、うちの車を使ってやったらいかがですかという社長のご提案をいただいたもんですから、今回ご協力をいただいております。以上でございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	このようなですね、買い物支援移動車を地元で行うということでございますが、地元にも各お店の方々がおられます。そのお店の方々にどのような説明をして動かしたのか、また、何軒の方にお話をしたのか、どのような話をしたのか、それをお伺いしたいと思います。
議長	企画政策課長
企画政策課長	まずはですね、サンピットの前に地元の店舗のほうからですね、いろんなご意見の聞き取り調査を行っております。 そして、この実証実験等を行う際にあたりましてはですね、こういったことで村内をまず実証実験として回らせていただいて、アンケート調査等を行いますというようなご説明をですね、村内の店舗のほうにさせていただいたところでございます。 実証実験の前にはですね、村内の宝珠山2店舗、小石原のほうで3店舗ほどですね、回らせていただいております。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	私が聞いたのはちょっと違うような気がするんですけど、宝珠山のほうはどうだったか、私もちょっと聞いていませんので分かりませんが、なんか紙だけ持って来て、そんなに説明とか話とかしてないみたいなのうに聞いたんですけど、それは、きちんとそういうふうな説明はなされたんですか。そこをお聞きします。
議長	企画政策課長
企画政策課長	紙はですね、住民の皆様にもお配りしております、11月25日からやりますというのと運行スケジュール等の紙をお持ちいたしまして、こういったスケジュールでやらせていただきたいというご説明をさし上げたところでございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	住民にね、その運行表を見せるのは、それは分かりますけど、お店の方々に運行表を、こういうふうで動かしますというだけでは、それはちょっとあまりにも不親切じゃないですか。 やはりそこの店舗の意見を、こういうふうなことを考えていますけど、どうでしょうかというぐらいなことは話してですね、その意見を貰っていただきたいなど、私は考えますけど。 忙しかったのか何か知りませんがね、それはどのように考えますか。
議長	企画政策課長
企画政策課長	今回ですね、この実証実験でございます。そしてこの住民の皆様からのアンケート結果をもってですね、再度村内の商店の方とのですね、そういった打ち合わせなり会議は当然やらせていただきたいと考えております。

議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>そういうふうな考えがあったのであればですね、仕方ないと思います。では、次に行きます。</p> <p>鼓の里がですね、買い物支援を考えて、もうこれは以前から考えておられます。鼓の里の有志たちがですね。これは社会福祉協議会も加わってやっているんですけども。</p> <p>8月に村に対してですね、後援依頼をしたはずですが、どのように対応したのか、そこのところをですね、お聞きしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>8月にですね、村に対しまして出されたものは、鼓の里買い物支援ではなく、東峰百貨店の買い物支援の取り組みについての後援依頼及び活動に関する役員会議への役場担当職員の出席についてであったと聞いております。</p> <p>東峰百貨店副代表には、現在村で買い物支援事業の取り組みを計画している段階であるので、後援や職員の出席についてはお断りをしたところ です。</p> <p>また、東峰百貨店で独自にいろんな取り組みを検討、実施されていることに対しましてはですね、感謝を申し上げたいと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>名前は東峰百貨店の買い物支援になってますけど、結局やっているのは鼓の里と社会福祉協議会とかが一緒になってやっておるわけですね。それをお断りするというのはどういうことなんですか。なんで断ったわけですか。何が悪くて断ったんですか。一緒になってやろうという気はなかったんですか。</p> <p>みんな村の人は困っている。このようにですね、買い物支援移動車とかを動かそうと思っているのであれば、こういったところにもそういった考えで、一緒になってやるべきじゃないんですか。どのように考えてます。</p>
議長	村長
村長	<p>東峰百貨店さんが買い物支援等をやられるということについては、先ほども言いましたように、感謝を申し上げておるところでありますけれども、東峰村といたしましても、その移動スーパーのですね、事業を試験的にはございますけれども、やっていくというようなことは以前から考えておりましたので、そういったところで、感謝を申し上げている中で、その職員とかそういった人たちへの参加についてはお断りをしたということでございます。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>先ほどですね、買い物支援移動車をサンピットということでもございましたけれどもですね、鼓の里がですね、各地で出張販売するときには、エフコープさんがいつも応援してくれております。</p> <p>また、エフコープさんはですね、災害後に何度も炊き出し支援などをしていただいたと思います。そのエフコープさんと鼓の里は買い物支援についてですね、いろんな話を進めている中で、なぜ村としての応援体制ができないのか。</p> <p>本当に村民のことを考えるならばですね、村の経済を考えるならば、鼓の里が計画中の取り組みを村が一緒になって進めていくべきだと、私は考えておりますけど、それに対して後援をお断りするとか、ちょっとおかしくないですか。</p> <p>やはり村の企業を一緒になって応援しないとおかしいでしょう。どう思いますか。</p>
議長	副村長
副村長	<p>議員からいろいろご意見をいただいたわけでありましてけれども、村としましてはですね、移動支援、移動販売車ですね、移動販売車の取り組みを検討していたということでございます。</p>



	<p>一方で鼓の里さんが中心になって東峰百貨店さんというグループでですね、またエフコープさんも協力し合って、新たな買い物支援事業の取り組みを検討されるということ伺いましたけれども、それはまた移動販売とは別のやり方の買い物支援だというふうに伺っております。</p> <p>村としてですね、できることは当然協力したいとは思っておりますけれども、民間の企業の方々がやってらっしゃることに対しまして、なかなかすべて村が協力するということが難しいわけでありまして、村としてはですね、できる範囲での協力ということを考えているところであります。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>あのね、先ほども何度も言っているように、何ですか、私的な店がやっている、そのようなぐらいにしか考えられんわけですか。</p> <p>おかしいでしょう。鼓の里はどれだけのものですか。村の人たちが野菜とかいろんなものを持って来て、村の人の活性化にも役に立っているんですよ。それを簡単に、それは、今は有限会社鼓の里でございますけれども、それを個人商店ぐらいにしか考えてないんですか。もう少し勉強してくださいよ。</p> <p>中に入ったことありますか。勉強して、中に何が入っているのか。おかしなこと言わないでください。</p> <p>ね、鼓の里がね、今までどれだけのことをして、村の村民の方にも貢献してきたんですか、分かってるんですか。それを個人の会社みたいな言い方をして、おかしなことですよ。</p> <p>だから、確かにすべて、なんもかんも協力するということはできないかもしれません。それは分かります。</p> <p>でもね、移動あれとは、買い物支援移動車とは別とか、そういったことを言っただけから全然この村が成長せんのですよ。一緒になってやればいいじゃないですか。そこをなし考えんですか。おかしいでしょう。</p> <p>もう少しね、前向きに、どこどこがやろうとしているんだったら、一緒になって頑張らましょと、そういう気持ちにはなれんですか。どうですか。</p>
議長	副村長
副村長	<p>私の発言でですね、議員のほうで何か気に障る部分があったのならお詫びを申し上げたいと思います。</p> <p>鼓の里がこれまで地域に果たした貢献について、これについてですね、私のほうも感謝しておりますし、その思いをですね、何か違った気持ちを持っている、何か一民間企業でとかですね、そういった思いがあるわけではございません。</p> <p>先ほど村長も申し上げましたように、鼓の里を中心とした東峰百貨店の取り組みについてはですね、感謝を申し上げているところでございますし、また支援についてもですね、できる限りの支援はさせていただきたいと、先ほども答弁をした次第でございます。以上です。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>とにかくできる限りの支援をしてください。</p> <p>次に行きます。</p> <p>陶器組合陶土の問題について。</p> <p>先の議会においてですね、陶土不足の問題について質問したときに、村長はですね、まだ15年分ぐらいは大丈夫だと答えましたけど、各組合員の方々から陶土不足は現実問題で、今本当に先々の心配をしているということ、また伺いました。</p> <p>当時ですね、組合の会長さんと話して、おっしゃられたと思いますけど、そのときどのような説明であったのかを、再度お聞きしたいと思います。</p>

議長	村長
村長	<p>9月の議会でもですね、経過等は説明したかと思えますけれども、9月の答弁の中にも書いてありますけれども、私のほうもですね、20年分ぐらいは確保されているという話は以前聞いておりました。</p> <p>そういったところでありましたので、そのくらいは確保しているんじゃないですかという話を、陶土組合さんのほうにいたしましたところ、20年はないやろうと。しかし、15年ぐらいはですね、まだ大丈夫だろうというような話を、組合長さんのほうから伺っております。</p> <p>したがいまして、陶器組合のメンバーの方からのご意見がそのようなことであればですね、また陶器組合長さんとも陶器組合の中でお話をさせていただいて、また村のほうへの対応等をですね、考えていただいたらと思っております。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>私もですね、組合長に話を聞きに行きまして、当時組合長が言われたことの内容を知ることができました。</p> <p>20年前にですね、陶土工場を造ったときに、なんか工場の両側に各20年分ぐらいの土があって、片方の土を使いきったので、反対側の土を使うつもりで掘ったところ、20年間そのままにしておいたので雑木とかそういうものができて、土そのものがなんか悪くなっているそうなんです。だから、今、陶土の生産は本当にちょっと厳しい状態だと、組合長は申しておりました。</p> <p>でございますので、やはり早急に対策を講じるべきだと考えておりますけど、村としては9月のときに、森林公園のところの話を村長もしていたと思えますが、何か対策を考えておられますか。</p>
議長	村長
村長	<p>そのときにいろんな話をさせていただいたと思えますけれども、ボーリングとかですね、そういった話もさせていただきましたし、あと清和園から陶土工場辺りに良い土が何か眠っているような話もさせていただきました。</p> <p>やはり陶器の元になります土についてはですね、やっぱり確保しなければ東峰村の窯業の発展はないかと考えています。</p> <p>したがいまして、現在何と言いますか、土の、聞いていますのは、良い土があるところを知っていると、なんか見きる人辺りがあんまりいないとかという話も聞いています。</p> <p>したがいまして、やはりそのボーリング調査をやるにしても、土の中ですからどのくらいの間隔でやってどうなるかというのも全く分かりません。</p> <p>そういったことも含めて、今後ですね、陶器組合さんたちともこの話はしていきながら、対応していきたいと考えているところです。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>先ほど言いましたように、以前森林公園のところは、確かにここは良い土があるというふうなことは、もう私も聞いております。</p> <p>ここは何ですか、保安林ですか、県の何かになっていますよね。</p> <p>こういったことをやはり早めに県に相談していただき、村に譲渡というのはどげんなるか、自分もまだ勉強不足で分かりませんが、早めにですね、そういったことも、のところの土が使えるような、また試掘ができるようなこともやっぱり進めたいと思っておりますけど、そこのところはどのように考えますか。</p>
議長	村長
村長	<p>まずはですね、今行っておりますトーキーコーディネーター事業の中で調査等がですね、実施可能であれば、その方向でまず調整は行いたいと思っております。</p>

議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>調査じゃなくて、県とかに相談はできないのかということを知っているんです。わが村のですね、一番の基幹産業である陶器の生産者たちですね、困ることがあつては、本村にとってはほんと死活問題になると考えております。</p> <p>先ほども言いましたが、早く手を打つべきだと私は考えております。各、やっぱり県議員さんとか国会議員に相談するとかして、早く県の、何と言うんですか、森林の解除というんですか、そういった対策を講じるべきだと考えますが、そのところはどのように考えていますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど言われています保安林ですね、村の所有しています保安林、これが資料によりますと、解除の案件が、事業をやっていますので、当然補助金を受けていますので、それが、事業が完了してから20年の関係でありますので、令和4年以降であればですね、可能になることもあり得るのじゃないかということでございます。</p> <p>そういったことも踏まえまして、県担当課のほうにですね、10月に行きまして、森林公園内の形状変更は原則として認められないという回答を県のほうからいただいているというところであります。</p> <p>原則でございますので、その辺りはまた私のほうも、県のほうとも折衝等は今後行っていかなければならないのかなと考えているところであります。</p>
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	<p>そういうことでですね、やはりせっかく県議さんとか国会議員さんとかおられますので、やはりその方たちに相談して、早く保安林の解除といったことはやっぱり村長もですね、一生懸命やっていただきたい。</p> <p>これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。</p>
休 憩	
議 長	2時10分まで休憩します。  (14時03分)
再 開	
議 長	休息前に引き続き、再開します。  (14時10分)
議 長	5番 長澤貞義議員の質問を認めます。 5番 長澤貞義議員
5 番	<p>私の質問はですね、急速充電器の設置についてと子どもたちの遊具についての、2問でございます。</p> <p>まず、急速充電器の設置について質問をいたします。</p> <p>最近のニュースでですね、日本の国も、世界中はCO2削減に動き出したということで、2030年代には日本もほとんどの車を電気で動く、若しくはガスを排出しない車に移行するということをニュースで言っております。</p> <p>これはもう世界中がそういう動きで動き始めておりますので、実際ですね、日本の国も毎年大雨被害、当然私たちの村も29年に大きな被害を受けてますし、次の年も中国地方であつていますし、今年もですね、熊本がものすごい被害を受けていますね。これもやっぱり地球温暖化の影響ではないかということをおっしゃっております。</p> <p>中国の北京でオリンピックがあつたときに、オリンピックの期間中だけはですね、北京の町はものすごく空気が晴れていました。でも終わったらですね、もうものすごくスモッグなんですね。町が霞んで先が見えないような状況です。</p> <p>それを打開するために中国の国は、EVの自動車の普及促進を図るためにものすごく国からもお金を出して、どんどん電気自動車を普及を促進させています。</p>

	<p>それとともにですね、ヨーロッパにおいてもですね、ノルウェーという国はですね、これは2019年の資料ですけれど、EVの普及率が24%ですね、車のEVの普及がですね。今年状況に至っては、新車販売台数の50%に迫るぐらいの勢いでEVが販売されている状況だと出てました。</p> <p>そういうことですね、二酸化炭素を削減するのにですね、一番やっぱり世界がやらなければいけないということで、世界がそういうふう動き出しております。</p> <p>それに伴いましてEVが普及するためには急速充電器の設置等が急がれるわけですが、近くの設置状況をちょっとお知らせしますと、近くの嘉麻市ですね、隣の。においては、急速充電器が7台設置されていますね。これは碓井の道の駅に1台ですね、あとは個人とかですね、いろいろのところに、それを合計して7台。</p> <p>それから、隣の日田市ですね、日田市は急速充電器が10台設置されております。これも鯛生金山やら上津江の道の駅等ですね、それから、市内の自動車販売会社とかいろいろ自動車整備工場とかに設置されています。由布市においても4台急速充電器が設置されております。</p> <p>それから、村で言いますと赤村ですね、赤村は源じいの森に200Vの、急速ではないですが、200Vの充電器が2台、ほたる館というところに設置されております。</p> <p>こういう状況ですね、観光地の自治体を抱えているところは大体設置をしているんですね。私たちがもう何年前、長野県の小谷村に議員視察で行ったときもですね、あそこの道の駅に急速充電器が2台ですね、それから役場の庁舎に1台設置されております。</p> <p>そういうわけですね、普及しないとEVの自動車の値段も下がらないし難しいところなんです、現在まだガソリン車に比べて高い状況ですね。でも、普及しないと値段は下がらないということですので、今後国が補助金を出して動いていくんだと思いますが。</p> <p>2番目の問題ですね、ちょっと訂正をしておきます。</p> <p>国が電気自動車の購入補助金を2倍にしてというのはですね、これは単に買った人に2倍補助金を出すということではないみたいなのでですね、ちょっと簡単に補助金が2倍ということとは違うみたいなので、ちょっと訂正を入れておきます。</p> <p>まずですね、1番の質問ですね、村長、急速充電器を村内に設置をする必要があるのではないかという質問でございます。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>急速充電器についてはですね、以前より議員さん等から質問いただいたところでございます。</p> <p>急速充電器につきましては、いろんな質問をいただいたときにも勉強等をさせていただいて、補助金ですね、次世代自動車振興センターという補助金活用して、どれぐらいかかるかという試算もちょっとしたところではございましたが、いわゆる最低限のラインの20kwのタイプでも補助金抜いても約2、300万の費用が村として必要、最近多い50kwですかね、そのタイプになるとさらに必要ということで、そのときも答えとしてはしていたと思いますが、やはり観光の拠点または止まって使うときの経済的効果とかの部分があって、やはり小石原の道の駅、陶の里に置ければということで、そこと協議をしているという回答をさせていただいたかというふうに思っております。</p> <p>また再度ですね、この質問のときに駅長さん、さらに理事会の動向を確認させていただきましたが、あまり変わってないと言いますか、現在の駐車場、道の駅の理事会においては急速充電器の設置については、非常に前向きに検討はしているということではございますが、やはり駐車場の台数が減ることに対しては、やはり駄目と</p>

	<p>言いますか、ちょっと困るということで、将来的にあの辺りの一体的な開発というかですね、駐車場の確保ができたときにはいいんじゃないかという意見が、理事会では出されていたというふうには聞いております。</p> <p>ただ、仮に今、少し離れていますけど、役場とかにですね、建てたとした場合であっても、やはり道の駅ができて移設という形になると、単に移設、動かすだけじゃなくて、もう電源から土台からすべてやり変えなければいけないので、かなり費用がかかるので、やはり道の駅の駅長さんとしてもそういう整備ができてから、経済的な動向等もあるとは思いますが、できたところを踏まえて設置するべきかと話しているところでございます。</p> <p>電気自動車等の充電につきましては、先日から新型コロナウイルス感染症対策の中で広報用電気自動車を購入するというので、今、発注等の準備をしているところでございます。そのときの説明の中でもですね、急速充電器の設置についてご意見をいただいたところではございますが、道の駅の部分、またそれぞれの庁舎に置くときですね、費用対効果と言いますか、そういった部分も加味考えたところでですね、今回の事業におきましては、両庁舎にですね、いわゆる普通充電器の倍速タイプ、6kw ですかね、そのタイプを付けて庁舎を利用される方等ですね、申し出があれば使えるような形で運用はしたいというふうには考えております。</p> <p>ただ、急速充電器については、先ほどの状況も踏まえてですね、もうちょっと検討をさせていただきたいというところで考えているところでございます。</p>
議長	5番 長澤貞義議員
5番	<p>確かに急速充電器設置にはお金がかかるんですね。しかし、これはもう将来電気自動車が普及はしていくというふうにもう動いていますので、設置はなるべく早いほうがいいと。</p> <p>道の駅が確かに、小石原道の駅の駐車場は狭いですけれど、1台分だけでもどこかに急速充電器確保をすればいいんじゃないかなと思うんですね。</p> <p>碓井の道の駅にしてもそんなに駐車場は広くないんですけど、ちょうど信号機の近くに設置していますよね。だから、あんまり狭いというのは考えなくてもいいんじゃないかなと、私はそう思っております。そこはちゃんと今後検討してください。</p> <p>2番目の質問にいきますと、村として応援等をするならですね、以前はですね、横浜市とか各自治体が購入者に自治体で出していたんですね、購入者に補助金を別に、国と別にですね。</p> <p>村としてもそういったですね、応援ができるのかなという質問でございしますが、いかがですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>購入補助金倍という話はですね、報道等で承知はしております。</p> <p>本年度三次補正に計上いたしまして、来年度からですね、導入、引き上げる検討をしているということ。</p> <p>また、未確認ではございますが、太陽光発電等の設置等に絡んで自然エネルギーとの連携をしたものに対してという条件を作っていくような報道は聞いておるところです。</p> <p>資料を見ましたときに、自治体独自の補助金、今調べておりましたが、今がどうかというのはあれなんですけど、福岡市と行橋市が車両本体価格の20分の1、それぞれ上限がございしますが、その補助はやっているというところはちょっと調べておりました。</p> <p>ただ、村としてどうかという部分については、今、先ほどの補助金を上げるという条件の中もちょっと絡む部分がございますけど、村としては今、自然エネルギーを利</p>

	<p>用するためということで、太陽光発電施設また薪ストーブとかですね、そういったものに対して過疎債を利用して補助金を今お出ししております。</p> <p>今回の部分で、自然エネルギーと太陽光発電との連携等をですね、条件で補助金が出せるようであればですね、ちょっと過疎のメニューに乗るかどうかが、今財政のほうでも確認しておりますが、そういうことができるのであればですね、そういった部分の検討できるのではないかなというふうに、ちょっと今思っているところでございます。</p>
議長	5番 長澤貞義議員
5番	<p>電気自動車はですね、国もさっき課長が言いましたように、太陽光発電もセットで使うなら、もう全く二酸化炭素が発生しないで利用できるわけですね。結局太陽光で発電した電気を電気自動車に充電する。そういう形になれば、もう100%二酸化炭素が出ない。自動車を造る段階で二酸化炭素は出るでしょうけれど、太陽光発電の設備をつける段階では出るかもしれませんが、今の、現在のガソリン車に比べるとそれはもうものすごく減るわけですね。</p> <p>だから、今回の国の補助金を出すにしても、そういう太陽光発電とセットにしている方に補助金を増やすとかいう、そういう話だろうと思うんですね。</p> <p>私が買った当時はすぐ、直接ですね、国からお金が今の何倍か振り込まれましたからね。車の価格自体も高かったですけど、10年乗れば元は取ると私は計算していましたので買ったんですね。私は買ってよかったと思います。全く排気ガスは発生しないしですね、乗り心地は静かでいいし、皆さんが乗らないと分からないですね、本当にその車に。村もリーフを買うということで、乗ってみれば分かると思うんですね、今後。</p> <p>3番目はもう割愛していいです。質問はですね、もう分かっていると思うので、今までの課長の答弁で大体分かっておりますので、次の子どもたちの遊具についてに入っていきます。</p> <p>資料をお配りをさせております。これは議長に許可を得ておりますので。</p>
議長	許可しています。
5番	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>子どもたちの遊具がですね、特に小石原地区においてはほとんど、旧小石原小学校にあった遊具も全部なくなったし、伝統産業会館の前にあった遊具も全部、全部というか大体ほとんどないような状況になっております。</p> <p>それですね、この前も村長もご存じのように、小石原公民館にワークショップの中で住民の方が、遊具はできないのかという質問が出ておりました。</p> <p>この遊具の設置の質問についても、私も何年前に出したんですが、まだ未だに遊具の設置ができていないということなんですね。</p> <p>なぜ子どもたちにそういった遊具が必要なのかということですね、今、皆さんにお配りしている文部科学省のですね、幼児期運動指針という文章でございますが。</p> <p>幼児にとってですね、体を動かして遊ぶ機会が減少することは、その後の児童期、青年期への運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成の疎外にとどまらず、意欲や気力の減弱、対人関係などコミュニケーションをうまく構築できないなど、子どもの心の発達にも重大な影響を及ぼすことにもなりかねないと。</p> <p>こういう状況を踏まえると、体を動かす遊びを中心とした身体活動を幼児の生活全体の中に確保していくことは、大きな課題であるということで述べています。</p> <p>次に、幼児期における運動の意義としてですね、体力、運動能力の向上、それから健康的な体の育成、それから3番目に、意欲的な心の育成、4番目に、社会適応力の発達、それから5番目に認知的能力の発達、これら総合したですね、子どもたちが自</p>

	<p>由に遊ぶ環境づくりをしないと、こういう発達が阻害されるというようなことだろうと思います。</p> <p>こういうですね、ぜひ、子どもたちに対して遊具の設置をですね、検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この問題につきましては、議員から度々ですね、質問等を受けております。</p> <p>それなりにほったらかしているわけではございませんけれども、村のほうといたしましても、答弁等もお答えをしていたと思いますが、小石原地区であれば旧小石原小学校跡地、それから宝珠山のほうであれば宝珠山小学校の跡地、それを緑化までしてやろうかというようなことも考えておりましたけれども、なかなか議員さんたちについても、宝珠山小学校のですね、緑化等についてはご理解が得られてないのではないかなとは思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、そういったところの整備も含めてですね、今後この問題は考えていきたいと考えているところです。</p> <p>また、議員言われましたように、子どもの情操教育とかですね、体力、そういったところにつきましても、やはり私どももしっかりと受け止めているわけでございますので、そういった点においてももう少しお待ちをいただければと考えております。</p> <p>また、前回も申しましたように、なかなかこのトラブ的なことですね、それから維持管理費的なこと、そういったところもやはり難しいところもありますし、設置したから以上についてはですね、責任の所在、そういったところは、やはりきっちりと考えていかなければならないのかなというような気がしております。以上です。</p>
議 長	5番 長澤貞義議員
5 番	<p>確かに設置する以上はですね、維持管理の面が問われるわけですが、一つは岐阜県の大垣市のホームページで載っていましたが、過度に事故を恐れ避けるあまり子どもの発育に必要なリスクまでも除去してしまうと、公園や遊具等の遊び場がなくなってしまうということを述べています。</p> <p>次のところで、やっぱり子どもと遊びの重要性をちゃんと岐阜県の大垣市では書いております。やっぱり必要であると、子どもたちにはですね。</p> <p>確かにみんなで遊ぶ中で社会性を学ぶわけですね。ブランコにしても、次は私の番だとか順番をですね、順番どおりにやっていくとか、そういう自分勝手な行動では遊べないということを学んでいくわけですが。</p> <p>本当にかわいい子どもたちにこういった遊具をですね、設置してやる、これはもう自治体の務めだと私は思っております。</p> <p>教育長がせっかくおられるんで、教育長としてのですね、そういった子どもたちの遊具の設置に対して、どうお考えを持ってあるかお聞きします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>遊具については、確かに子どもが自然に体力を付けていくという面から、もう議員さんの言われるとおり、非常に社会性を身に付ける上でも重要なことだと思います。</p> <p>若干村長さんが言われました責任問題ですね、10年ぐらい前から非常に回転系の遊具が、学校の遊具からすべて撤去されました。</p> <p>なぜかと言うと、それで事故が起こる。それから訴訟が起こる。そういう問題があって、もう学校では回転系は置くなということでそういう状況になってしまったんです。</p> <p>ただ、やっぱりこういう雲梯とかですね、若干子どもの握力が弱くなって、体験不足による子どものそういった事故とかいうのも増えてきているというのが、これがなんとも言えず痛しかゆしのところがあります。</p>

	<p>先日朝倉の道の駅の遊具がありますけど、あそこで事故が起きました。どういふことかと言うと、ブランコをこいでたときに子どもが横切った。そしてぶつかった、バーンと。</p> <p>それはなんでかと言うと、結局お家の方が十分に、目を離しているんですね、いろいろおしゃべりに夢中になったかで。</p> <p>そういうことも間々あるもんですから、その辺りに慎重にならざるを得ないところは、非常に私も思いますが。</p> <p>できるならですね、簡単な遊具というのはやっぱり、そういった面からもそろえていく必要はあると考えております。</p> <p>それを補う上では、補うというわけではございませんが、議員さんが出されたですね、非常に貴重な資料だと思いますけれども、これはもう遊具が直接ではなくて運動が大事だということを言っております。</p> <p>ですから、やっぱり今の子どもたち、なかなか私の経験上でも、はい、運動場とか公園に遊びに行って、はい、何でもいいよと、遊んでいいよと言って遊べないんです。「先生ボールは」と、「サッカーボールはないとですか」と。無しで自分たちでやれと言ってなかなか遊べない現実がありました。</p> <p>だから、やっぱり運動でダンスとかそういうのも含めてですね、やっぱり体力をアップするようなことを大人が教えていく、ただ遊具を設置して、はい遊べという問題ではないということを補完する意味からもですね、そういうふうな遊び方、魚の釣り方を教えるということは、やっぱり生きる力を育てていく上でも大事ななと思っています。</p> <p>ただ、言われるように、遊具はあるに越したことはない、それは思いますが、いろいろそこ辺りは財政的な問題もあると思いますので、今後の検討課題ということでさせていただきます。</p>
議 長	5番 長澤貞義議員
5 番	<p>確かにリスクはあるんですね。</p> <p>でも朝倉市の町の中に立派な遊具ができていますね。ここ1年か2年ぐらいの間に、本当の町の中にあるんですけど。</p> <p>そこを私が以前見に行ったときは、ちゃんとですね、利用規約みたいなのを、看板を立ててましたね。必ず保護者が一緒にいる環境でしてくださいと。そういうふうに書いていました。</p> <p>やっぱり小さい子どもは保護者がいないとどんなケガするか分かりませんので、だから自治体の責任逃れというわけではないでしょうけれど、遊ばせる以上は保護者がちゃんと見張ってくださいと、そういうふうな書き方だと思います。</p> <p>できるだけうちの村にしてもですね、子どもたち毎年毎年成長していきます。現在3歳の子どもは来年4歳、5歳になっていきますので、今本当に設置できるならですね、本当にすぐやってください。でないと、少ない子どもたちしかいませんからね、今。その子どもたちのために、ぜひとも設置をお願いします。</p> <p>答弁があればお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村のほうも決して要らないと言っているわけじゃないわけですよ。</p> <p>やはりその整備が進めばということをお願いしておりますので、今すぐやっても、またそれを動かさなきゃいかんとかですね、いろんな問題等もあるんじゃないかなと思っています。そういったところでご了承をお願いしたいと思います。</p>
休 憩	
議 長	2時45分まで休憩します。



	(14時37分)
再開 議長	休息前に引き続き、再開します。
	(14時45分)
議長	1番 梶原伯夫議員の質問を認めます。 1番 梶原伯夫議員
1番	私は5項目ぐらいありますが、質問させていただきます。 まずですね、午前中高橋議員からのほうからも質問があっていましたが、今、裁判をやっているということで、民民とは言われていますけれども、村政に影響があったらいけませんので、ちょっとお伺いをします。 一部議員の広報誌が回ってきましてですね、村長が村民を訴えるとありました。記事がですね。これは事実でございますか。
議長	村長
村長	高橋議員にもお答えしましたように、今係争中でありますので、詳細については控えさせていただきますけれども。 今、議員の質問に対しましては、村長の立場ではなく、一個人である澁谷博昭の立場で、私に法的に支払い義務がないことの確認、つまり債務不存在確認請求の訴えは起こしました。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	では、なぜ村民を訴えた理由をですね、訴えた理由をお願いします。
議長	村長
村長	私としては伊藤千鶴ちずる氏の代理人を自称する人物から、極めて高額な慰謝料を含む損害賠償の支払いを執拗に提示されたこと。また、伊藤ちずる氏からも高額な慰謝料の支払いを求める書留内容証明の郵便物が届いたこと。 また、村政運営上の問題でないのに、一部の議員が繰り返し、繰り返し議会での一般質問をすると、相手側に穏やかにこの問題を解決する意思がないとの判断をしたため、私にそのような支払い義務があるのかという債務不存在確認請求の訴えに踏み切りをいたしました。
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	次は、今の何か答え同じようになると思うんですが。 内容はですね、なかなか言われないと思うんですが、どのような裁判を起こしているのでしょうか。
議長	村長
村長	高橋議員にも答弁しましたように、現在は私が訴えられているほうでございます。 私はあくまでも伊藤ちずるさん側から言われております高額な賠償、慰謝料の請求とかですね、そういったものがあるんですか、どうなんですかという裁判は起こしましたけれども、現在は確実に伊藤ちずるさんのほうからそのような裁判を起こされているということでもあります。 これにつきましては、先ほど言いました伊藤ちずる氏の代理人と称する人物から、私に一方的に送られてきた1通のメールで、ふるさと村所有の住宅に関する件であります。 しかもそのメールは代理人を自称する人物からのものであって、伊藤ちずるさん本人から送られたものではありませんでした。 一方的に送られてきたメールの後、1年以上も何も音沙汰がなかったにもかかわらず、前向きな検討をしなかったとか、そういった理由で伊藤ちずるさんから高額な慰謝料の支払いを求める書留内容証明郵便物が届けられましたので、私に重大な落ち度

	<p>があって、極めて高額な慰謝料を請求されるような法律上の責任がそもそもあるのかどうか、その点を判断、または確認をしてもらうために債務不存在確認請求というところを落とししたところであります。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	ではですね、村民を訴えることにですね、躊躇はなかったんでしょうか。
議長	村長
村長	<p>非常に大きな躊躇はありました。</p> <p>しかし、先ほどから何度も申し上げておりますように、伊藤ちずる氏から高額な慰謝料の支払いを求められたこと、それと私は、この問題は個人と個人の間の民民の問題であると、何度も答弁しているにもかかわらず、一部議員が執拗に議会の一般質問等で取り上げると、紛争解決でなく別の政治的な意図があると思わざるを得ない状況になったので、やむを得なく訴訟に踏み切ったわけでございます。</p> <p>高橋議員のときにも申しましたように、伊藤ちずる氏のほうも村長でなく澁谷個人だと、ふるさと村の代表取締役ではなく澁谷個人だというような損害賠償だと言っております。</p> <p>また、私が起こした債務不存在確認請求の訴訟は、私が高額な賠償義務がないことの確認を裁判所に求めたものでありまして、伊藤ちずる氏に対して金銭の支払いや義務の履行を求めたものではありません。この件は誤解のなきようお願いをいたしたいと思っております。</p> <p>したがって、今、私のほうは、伊藤ちずる氏から高額な慰謝料の支払いを求める債務不存在確認反訴請求事件という形で訴えられているというところであります。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>だから一部議員の広報誌が、かなりの村民の方が読まれていると思います。</p> <p>いろいろ片一方だけの話聞いても分からないということで私も言われましたので、ちょっとお伺いをしたわけでありまして、だから裁判の内容はですね、なかなか言えないと思うんですが、丁寧に説明ができるところはしていただいて、村政に影響のないように、早い解決を望みます。</p> <p>次にまいります。</p> <p>次はですね、道の駅横の第二販売所と言いますか、あそこの返還時の整備について、伺います。</p> <p>今は発熱外来と言いますか、診療所の一部になっていると思いますが、返還されたときですね、住宅等は元通りとかありますよね。傷んだところは直して修理して返すのが普通と思うんですが、自分がですね、この前見たところによりますと、外壁にはビスの穴がたくさん無数にあいております。</p> <p>前のテラスと言いますか、前の広場には穴がほがされて、まだパラソルだったか椅子だったか、あれを固定した後が残っております。</p> <p>そういうところがあって返されている。そこを認めたというのはどういうことか、お伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員の言われるようにですね、賃貸借物件等につきましては、原形復旧というような形での約款等はされているところであります。</p> <p>ただ、使用中の経年劣化とかそういったこともあり得る。そういったことでありまして、今回の、今、議員が言われた外壁のサイディングにビス穴が多いとか、あと前の広場にパラソルの穴があるとか、そういったところは承知しているわけでございますけれども、この件につきましては、村としてはコーキング剤等の埋め込み等によって補修はできるのではないかとというような判断をしまして、貸したときの現状復旧、</p>

	そういったものは求めなかったということでございます。
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	それは分かるんですが、だったら、それはコーキングとかです、元に戻るんだ ったら、それをやってもらって返してもらってもよかったんじゃないですか。
議 長	村長
村 長	度々ですね、借主との関係につきましては、議会等でもですね、上がってきたと ころでございますけれども、そういった形で契約期限を待たずにですね、この賃貸借と いうのは解消をさせていただいた。そういった経緯もあるわけでございます。 そういった中で、大きなやはり問題点と言いますのは、そういった余裕な力がある のかどうかというようなところも一つの判断でございました。 したがって、村といたしましては、一日でも早く出ていただくという形で、そ ういった処理、補修もなく受け取ったということでございます。
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	確か契約書を読んだんですが、1 カ月分ぐらいは保証料を貰っていると思うんです よね。それはどうなったんですか。
議 長	総務課長
総務課長	契約保証金に関しては、条項上確か免除でしたので、確か預かってないとは思って おります。ちょっと確認をしておりますので、申し訳ございません。
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	募集要項の中に入っていたと思うんですが、それがまた分かり次第よろしくお願 いします。 あとですね、コンテナのほうも返還されると思うんですが、未だに撤去されないの はなぜでしょうか。
議 長	村長
村 長	この問題につきましても、第二販売所と同じような時期からですね、撤去をして くれと再三にわたって言ってるんですけども、なかなか移転先の決定に時間を要した とかですね、移動するための運搬業者やクレーン業者との調整、そういったところに 時間がかかったということ延び延びになっております。 しかしながら、大体毎週ぐらいその相手方のほうには連絡を取っておりまして、よ うやく今月の15、16で撤去を完了するというのを聞いております。 しかしながら今までも、例えば8月末には撤去しますとか、9月末には撤去しま すとか、いろんな形で延ばされてきました。そういったところについて村としても ですね、いろいろと対応してきたわけでございますけれども、もし今月中にでも 撤去しないということになれば、これはまた別の考え方等も含めてですね、検討 していかねばならないと考えているところであります。
議 長	1 番 梶原伯夫議員
1 番	はい、分かりました。 だから別の方法でもですね、使って早く撤去されることをよろしくお願 いしときます。じゃないと、あそこの駐車場がですね、駐車場として使われない と思うので、よろしくお願いしときます。 次です。 次は国道211号線、歩道設置の問題なんです、今年は春も秋も民陶祭が中止 になってなかったから良かったと言えば語弊がありますが、問題なかったん でしょうけれども、そういう民陶祭とかあるとですね、ものすごく人が来 ます。車も来ます。非常にやっぱり危ないから歩道設置ということ、自分 はですね、去年6月議会だったと思います。いろんなところの歩道設置を、 何と言うんですか、国のほうに要

	望はしていただけますかということをお願いしていたんですが、211号線の小石原交差点方面ですね、道の駅から。あそこもですが、大体いつ頃歩道設置というのが、見通せたらお願いします。
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>村内におきます国道211号の歩道設置につきましては、現在、朝倉県土整備事務所において、東峰学園周辺の塔の元から砥石渡付近の区間で歩道整備が鋭意進められているところでございます。</p> <p>今回ご質問のありました道の駅小石原交差点だけでなく、東峰村内を通る国県道につきましては、十分な歩道の幅が確保されていないところも多く残されており、村としては各地区の村民生活への影響等を踏まえつつですね、関係機関等への要望をですね、引き続き実施してまいります。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>だからですね、そういうふうに要望はしていただけるとは思っているんですが、今日明日できる問題じゃないと思います。できるそういう要望とかはですね、重ねて何度も辛抱強く要望をやっていただきたいと。</p> <p>たとえばですね、いや、もううちは反対で、歩道にまで土地はやられんとか、いろんな反対があると思います。みんな行政に対して賛成ばかりじゃないからですね。</p> <p>そういうところも踏まえまして、やっぱり大部分の、多くの方のためになることであれば、そのまま要望を続けていただきたいと、よろしくお申しします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>次はですね、協力隊についてです。</p> <p>前回の定例会だったと思いますが、同僚議員が、定住率がものすごく悪いと、東峰村は。言われてましたんですが、私たちも思うんですね、そういうふうには。</p> <p>その原因をいろいろ考えてみますときに、仕事の面は村とかの、役場とかのフォローはあると思います。でも、協力隊がここに来たら、ここに住んでくださいとなるわけですね。自分たちが探してきてここに住みますじゃないわけですね。</p> <p>であるからして、隣近所の付き合い方とかなかなか難しいと思うんですね。</p> <p>だから、そういうところのフォローはどうなっているか、お伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>一つ前の質問に戻らせていただきますけれども、211号線の問題につきましてはですね、例年211号線期成会等で要望等は行っているわけでございますけれども、なかなかですね、その前に鼓地区辺りですね、歩道設置等も、これは申し上げて要望をしているわけでございますけれども、やはり喫緊の課題のところからどうしてもやっつけていかざるを得ないのかなと思っております。</p> <p>要望等は行っておりますけれども、なかなか実現に至っていないということにつきましては、今後ですね、頑張っていきたいと思っております。</p> <p>また、地域おこし協力隊につきましては、議員ご指摘のとおりですね、地域に溶け込んで活動ができているのかということにつきましては、私自身もですね、そこまではいっていないのではないかと反省をしているところであります。</p> <p>役場といたしましてもサポート体制、そういったところは取らせてもらっていると理解しておりますけれども、やはり地域おこし協力隊が、地域の方々とうまく溶け込んだ活動をやっていくのかということもあるのではないかと考えております。</p> <p>そういった対応等についても、例えば地域おこし協力隊は消防団員に入らなきゃいかんとか、いろいろ役場のほうからもお願いをしているところでありますけれども、なかなかやはり村で育った人ではないと分からないようなですね、ところも、やはり地域おこし協力隊の方にはあるかと思っております。みんながみんなそうじゃないですけど</p>

	<p>ね。</p> <p>そういった中で議員ご指摘のように、今後は地域おこし協力隊のサポート体制とか、あと地域での何と言いますか、融和じゃないけど入り込みとかですね、そういったところにも気を付けていきたいと思っておりますし、あと宿舎と言いますかね、問題につきましては、なかなか場所等も限られておりますもんですから、俗に言いますと、空いている住宅に入っていただくというような関係が多いもんですから、そういったところも今後何らかの対応等をやっていかなければならないと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>だから今言ったように、空いているところとかですね、そういうところはよく分かるんですよ。分かるから入る前にですね、そういうところ、入った後もフォローを続けていただきたいと。</p> <p>でないですね、誰かおるけど、誰がおるとって聞かれるとですよ。</p> <p>だから、そういう方もやっぱり隣近所とのコミュニケーションがうまくいかない人もいるとは思いますが。逆にいるからこそフォローをしていただきたいと思うわけですが、もう一度さっきの答弁をお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>地域の中に溶け込むということですね、区長さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。地区内での紹介等をですね、やっていただいたという話も聞いておりました。</p> <p>今お聞きしますと、それもあまりやられてないみたいでございますので、その件につきましては、やっぱり役場の主管課がですね、今後やっぱり連れてですね、地区内のあいさつ回りをはじめですね、やらせていただきたいと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員
1番	<p>そこのところをよろしくお願ひしたいんですが、なかなか言ったように協力隊として目的が違ってですね、なかなか隣近所のお付き合いができないという人もおられると思うんですね。だから、そこのところは分かるので、今言ったように、今後ですね、サポートをよろしくお願ひします。</p> <p>また、次に行きますが、少し早いかもしれませんが、なんかこの前ですね、首相が言った、総務大臣が言った、そしたらうちの福岡県知事もおっしゃっていました。ハンコレスをすると。公文書に印鑑がなくてもということですよ。</p> <p>その話が出たんですが、この東峰村はどういうお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>国県等ですね、ハンコレス化、こういったものはやはり顕著になってきております。</p> <p>本村におきましても国等ですね、方針等が示された中で、村としても年度内にですね、認め印を使用する書類の押印等の省略を導入しようということで、各課にですね、そういった対象文書の洗い出しを行っているところであります。</p> <p>ただですね、国とも同じなんですけれども、何でもそうかという話にはやはりなりませんので、それは、法令等で規定されているところについてはですね、そのままやはり押印が必要だということになるかと思ひます。</p> <p>例えば請求書などの商品貸借関係とかですね、契約書とかですね、そういったものはやはりハンコレス化はできないのかなと思ひているところであります。</p> <p>今現在洗い出しを行っていますので、またその辺りについても村民の皆様方にもですね、報告はさせていただきたいと思っております。</p>
議長	1番 梶原伯夫議員

1 番	<p>次のあれも今の答弁に入っていたみたいなんです、できるだけ早くですね、どこまでどんな書類をやるのかですね、早めに教えてもらいたい。それも村民に分かりやすくしてもらわないと、この問題はちょっと難しいのかなと思うんですね。だから分かりやすくですね、村民に分かりやすく説明をしていただきたいと思います。</p> <p>五つほど質問をいたしましたけど、自分がですね、なかなか的を得ない質問ばかりであるんですが、自分たちは村民から言われたから自分たちが執行部にそれを届ける、というのを議員の仕事だと思っております。</p> <p>なかなか的を得ない質問でしたけど、これで質問を終わります。</p>
休憩	
議長	<p>3時20分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15時14分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(15時20分)</p>
議長	<p>2番 梶原光春議員の質問を認めます。</p> <p>2番 梶原光春議員</p>
2 番	<p>通告書に従い、私は、最初にですね、J R 日田彦山線復旧工事会議の内容について、お尋ねします。</p> <p>その上で次の質問に移りますけれども、第1回が工事の会議が行われたと聞いております。その中でどういう話になって、J R 側と話になったのか。そして、それから、これから何度、そういった工事の内容ですね、簡単に言えば、もう線路の中の出来事ですけども、それがどうなっていくのか、その辺の会議のですね、日程をまずお尋ねします。</p>
議長	<p>村長、通告にはありませんが、準備はできていますか。</p> <p>村長</p>
村長	<p>長いんですけども、連絡協議会、私どもが出ます連絡協議会では、工事の話はなかったと思います。あくまでも地域振興をですね、話し合う福岡県と添田町と東峰村の会議でございますので、あと幹事会というのがその下にありますので、その辺りでもた話されていけば。</p> <p>幹事会でもないそうでございますので、そういったところであります。</p>
議長	<p>2番 梶原光春議員</p>
2 番	<p>そうしますと工事の内容、例えば線路を撤去するとか、ここに通告書に書いていますが、線路を撤去してコンクリートを打つという形に、BRT、いわゆるバス専用道路になったらそうなるんですね。</p> <p>ですから、そういった細かい話は今後行われるのか、行われないのか、また、そのときの、こちら側の村の担当者、それからもちろん添田町も出てくるでしょうけども、それとJ Rとの、担当は誰が責任をもってJ R側と話すのか、その辺のことが分かりましたらお教え願いたい。</p>
議長	<p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>工事の具体的なスケジュールであるとか、どういった内容をするというのはもう担当者間でですね、随時今後も行っていくようにしております。</p> <p>現在広報誌で示しておりますようなですね、工事の進捗予定であるというのをですね、先月の広報誌に載せさせていただいておりますけれども、J Rの工事担当者、福岡県、私どもの担当課のほうでですね、細かな打ち合わせは随時今後も行っていく予定にしております。</p>
議長	<p>村長</p>

村 長	<p>ただ今企画政策課長のほうから個々の問題についての話はありませんけれども、私のほうは、それは問題があるということで添田の町長にも電話をいたし、福岡県のほうともですね、連絡を取っていただいて、やはりJRと話を直接自治体がやるんじゃないかと、やはり県の交通政策課も十分承知をしていただく、認識をしておいていただかないと、今後については、そのようにするようですね、県のほうにはお願いをしているところであります。</p> <p>したがって、できる限りJRと各自治体との話、そういったところの話の進め方というのは、ちょっとやめていきたいと考えているところです。</p>
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>そうしますとですね、こちら側の要望、仮に雑談の中で村長が言われてたトロッコ列車とか、そういったことの要望とか、そういったことは可能じゃないということになりますよね。現在の考えだと、そういうふうになっていくと思うんですよ。</p> <p>なぜトロッコ列車の話をするかと言うと、どこでも観光列車等であと使いようがなかったときには、観光列車としてトロッコ列車なんか造っているわけですね。これが良いとか悪いとか話は置いておいてですね。</p> <p>ですから、そういった要望が言えないということになると、県とJRだけの話になってしまうと、通常のあれになるような気がしますけども、その辺村長、どう考える。</p>
議 長	村長
村 長	<p>もう一度繰り返しますが、私どもが入っている、首長が入っている会議と、それから副村長あたりが入っている幹事会等ではですね、これはあくまでも地域振興基金10億円をどう使うかの話であります。</p> <p>その工事についての話というのは、今、企画政策課長のほうが申しましたように、自治体とJRとの中で決めていくということになれば、やはり私は問題があると考えておりますので、それはやっぱり添田町とも歩調を合わせなきゃいかん、それから、福岡県もそれを承知しておかないといけないというような危惧があります。</p> <p>したがって先ほど述べたように、県のほうも入っていただくようなことをやらなきゃいかんと申し上げているわけでございます。</p> <p>しかし、その前にですね、JRも担当部長が来られたときに、議員質問のトロッコ列車の話とか、そういったところはですね、話をさせていただいております。</p> <p>それと東福井で線路敷きを横断するようなボックスカルバートを入れたいとかいう話はさせていただいております。</p> <p>ただ、レールがありませんので、トロッコ列車というわけにはもういきません。JRのほうは舗装でやりたいという話をしています。</p> <p>したがって、できるだけ九州で初めてのBRTの路線でありますので、車体を、例えばSLにですね、似たような形の改装とか、そういったもので運行できませんかという話もさせていただきました。</p> <p>ただ、JRとしてはやはり普通のバスと言いますか、そういったものに、横に、外装あたりにシールを貼るような形でしかちょっと考えておられなかったみたいです。</p> <p>それからまた、釈迦岳トンネルの照明等につきましても、運転がしにくいとか、そういったところを言っておりました。</p> <p>それから、先ほどのボックスカルバートにつきましては、これはいいチャンスだから、やることについては問題ないというような報告を受けております。</p> <p>したがって、舗装にするのであれば、当然レール等も剥いてしまうということになりますので、舗装にした場合の排水ですね、排水をきっちりとかっぱりやってくれという要望等は行っております。</p> <p>いずれにいたしましても今後は、直接JRとの協議じゃなくて、やはり先ほどから</p>

	何度も申し上げております県、添田町、東峰村、考え方をやはりある程度統一した形で、JR九州のほうには交渉をやっていくべきだと考えているところです。
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>そうしますとね、村長の答弁だと、もうトロッコ列車の考えはないと。仮に廃線に、バスが儲からないからここはやめようとJRが判断したとしても、その余地はないということですね。</p> <p>それともう1点、これが一番大事なことなんですけど。</p> <p>5月にBRTというふうに判断をしたんですよ。県知事が来てBRTしかないよ。村長も苦渋の決断をしてしたと、BRTにしたという。</p> <p>仮にこれがですね、あと3カ月待って、7月の5日から15日まで大水害が起きました。そして熊本県の人吉、球磨地域が甚大な被害を被って、JRもかなりの被害を受けました。</p> <p>もしこれがですね、7月の終わりごろに判断する予定だったらですね、JRはBRTを押ししたでしょうか。あのときの青柳社長のコメントは、結局国と協議してですね、国に支援をお願いして、橋梁等は国にやっていただくというふうに答弁をしております。ということは、鉄道で復旧するという事なんです。</p> <p>ですから、もし、これは仮定の話だから答えづらいかもしれないけれども、判断を7月の末になったら、まで待ってたら、仮に福島の只見線がですね、あれが6年かかりましたけれども、鉄道の復旧まで。そういうことは起きたと思うんですけど、その辺の思いはどうでしょうか。私は常にそう思っておりました。このことが起きた。熊本県の人吉が起きたときにですね、JRの話が、あと3カ月ずらしとったら、もちろん県議会とのいろんなですね、村長はしがらみがある。栗原県会議長との兼ね合いもあった。裏話はそういうことですよ。</p> <p>だから私は、あと3カ月判断が遅れてたら、たぶんこれはひっくり返ったなというふうに考えたんですけど、その辺仮定の質問で答えづらいかもしれないけどね。</p> <p>鉄道になっている。100%になっている。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほどのトロッコ列車の中で舌足らずでしたけれども。</p> <p>列車と列車の間についてはですね、村が、例えばトロッコ列車というわけにはいきませんが、観光バスあたりを走らせるということについては、前向きな回答をいただいているところです。</p> <p>あと7月5日の災害の話ですけれども、第三セクターの人吉線については97.5%国が補償すると。そして、あとは、運行とかはもう地元でやってくださいという話は聞いております。</p> <p>ただ、もう一つ鹿児島の方に行っております肥薩線につきましては、これはまだこの日田彦山線以上に金がかかるということで、JRのほうは答えを出していないと記憶しております。</p> <p>仮に東峰村が7月5日以降にそういった結論を出すことになれば、全線鉄道での復旧になったのではないかと考えておりますが、これは、復旧費用については、JRのほうは鉄道軌道法改正法案が通りまして28億でいいわけですから、今BRTにしますと26億かかる。あと2億の差で鉄道が通るようにはできるわけですね。</p> <p>しかしながら、JR九州が言っていたのは、その後の運行経費、この話をJRが持ち出したので、結果的に添田町も、それから日田市もJRが提案するBRTへの判断となったのではないかと、私は思います。</p> <p>したがって、仮に本年の7月以降にこの話がまとまるといたしましても、議員言われるように鉄道での復旧が可能だったのか、どうかというのは分かりませんけれど</p>



	も、私としては難しかったんじゃないかと思っております。
議長 2番	<p>2番 梶原光春議員</p> <p>分かりました。</p> <p>私はもう村長とは反対の考え方ですね。100%たぶん鉄道で復旧だっただろうという考え方です。</p> <p>これ以上押し問答しても先に進みませんので行きます。</p> <p>県道八女香春線について。</p> <p>県道八女香春線ですね、現在予定は、竹の交流館までは土地買収も終わり、工事予定が来年度で終わるといふ県土整備の話です。</p> <p>ですけども、実際には遅れ遅れに来ておりますので、3年度で終わるかどうかなというのがありますけども、問題はそこから上ですね。そこから上の今、配水池があります。水道での給配水をしております。村にですね。そこまでの拡幅がですね、いつになるのかということをお尋ねしたいということ。これはもちろん村の村道ではありませんので、県に確認をせないかんけども。</p> <p>なぜこの質問を出すかと言うと、もちろん竹地区の上の人たちの要望も採算もありますけども、非常に交通量が極端に変わってきたということなんです。福岡ナンバー、北九ナンバー、筑豊ナンバーのですね、個人ナンバーがウイークデーのとき、土日ならまだ分かるけれども、非常に多くなってきたということです。それからオートバイですね、オートバイも非常に多くなってきておる。</p> <p>何しに来るかと言ったら、古民家のヴィラのところですね、あそこの村道のところをぐるっと上がって来てからじっと見ているわけです。それから、レストランに来てからじっと見ている。それから、あと岩屋神社に寄っていると。交通量がもう桁違いに増えてきたと。</p> <p>この拡幅予定の土地買収に早くかからないと、岩屋駅から今現在工事を少しずつ始めました竹棚田の交流館までの間が、岩屋駅まで工事が終わって、それからですね、11年かかっているんですよ、着工するのに。そのとき岩屋地区、竹地区の人たちは、すぐ始まるだろうと思った。</p> <p>なぜかと言えば、あそこにですね、「この道路はガソリン税、自動車税においてつくります」というふうに書かれて、看板がでかかど県のやつが出たわけですね。</p> <p>すぐ終わると思ったらとてもじゃない、一向に始まらない。いかに土地買収費が高いと言ったとしても、しょせん田んぼを買収していくわけだから、そんな金額はかからないですね。</p> <p>先輩議員に私も尋ねました。そのころ陳情したかと言ったら、陳情したと。県議員やら呼んでからしたと。十分何度もしたと言ったけれども、結論的にはそれが進まなかったということは、やっぱり県議員の力がなかったと、それか国会議員の陳情が足らなかったと、どっちかだろうと思いますね。およそ12年近く工事がほったらかされている。</p> <p>そのことがあるもんですから、交流館から上ですね、県道拡幅には、もう今からやって間に合うかどうか別にしても、終わったら次に進むぐらいのですね、気概がないととてもじゃないけどいけない、ということで、その辺のですね、買収予定があるかどうか、県のほうに聞いていただきたいと思ってから、質問をいたしました。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まず、主要地方道八女香春線につきましては、現在岩屋駅付近から竹棚田交流館の区間に鋭意施工がなされているところでございます。</p> <p>しかしながらですね、当該区間の施工に際しては、災害復旧事業を優先させつつですね、実施せざるを得ないという状況もございまして、県としては、まずは現在の施</p>

	<p>工区間の早期完成を目指しているというふうにお聞きしているところでございます。</p> <p>竹棚田交流館からですね、奥竹、いわゆる竹の配水池のところですね、の区間においてはですね、日本の棚田百選に認定されまして、また、美しい日本の歴史的風景にも選ばれる美しい景観や風景を有する竹地区の棚田がでございます。</p> <p>当該区間の拡張工事に際しましては、竹地区の棚田の有する美しい景観への影響等も懸念されることから、地域の方々のご意見を踏まえつつ、県への調整、要望が必要かと考えています。</p> <p>なお、東峰村としましても、中央地方道ですね、八女香春線の国道昇格及び改良促進に向けてはですね、期成会での活動をはじめ関係機関等への要望活動をですね、引き続き実施していくというところでございます。以上でございます。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>分かりました。</p> <p>当然ですね、棚田の中を通る道路は5mに制限されております。県のほうがですね、6mの車線を、センターラインを入れる道路はつくれないと。棚田のためにですね、5mという制限があります。</p> <p>それはもう私どももしょうがないと、本当は6mのセンターラインをつくってもらいたかったけれども、現実にはそれはできないということで5m道路と、だからセンターラインは入らないということで、計画は交流館まで進んでおります。</p> <p>できるだけ早くですね、拡幅の部分を、部分的には今工事を拡幅というか待避ですね、離合場所は確保されておりますけれども、一日も早く買収に動いていただくようにですね、村の努力をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、岩屋公園整備というか、整備というよりもですね、危険箇所及びですね、参道道路がですね、非常に水害等によって傷んでおります。これは、竹、岩屋、栗松の3地区の方々の氏子さんたちからの話も含んで質問をいたします。</p> <p>それと同時に、これは私が議員の立場でございますけれども、私は環境省から委託された公園指導員として5年目ですけども、来年で終わりますが、それを受け持っております。だから、公園の管理の中を見て回る責務がございます。その上で申し上げます。質問いたします。</p> <p>よく近ごろはウイークデイのときにですね、参拝の方がおみえになるんですけども、下りてきたときにですね、道が悪いと。鳥居から上のですね、国の重要文化財、国文ですね、国文にあたる権現神社と熊野神社までのですね、道が悪いということで、あの階段、40度近い階段はやっぱり残しとかなきゃいけない。それはそれとして、下るときですね、緩やかな道をなんとかしてくれんやろうかということが、再三岩屋神社の総代会の方や氏子の方が言われてあるわけですね。</p> <p>ですから、部分的には少しずつコンクリートを打ってきましたけども、やはり車椅子の方たちも上れるようにしていただきたい。若しくはそれが駄目なら軽トラぐらいは上れるようにですね、それだけの参拝道をですね、整備していただきたいと思ます。</p> <p>これはもう長年の悲願ではありますけれども、参拝の方たちからよく聞く話ですね、すべったとか転んだとかいうこと。その辺の考えは農林観光課としてはどうでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員ご承知のように、この岩屋公園の整備につきましては、私も力を入れてやっているとあります。支障木と言いますか、雑木あたりの伐採とかですね、そういったところから岩屋の奇岩群を見せる。そういったところも取り組んできているところでありますし、また、岩屋神社の古参道ですね、これは第一の鳥居から階段は整備</p>

	<p>できましたけれども、それから上の件につきましては、九州北部豪雨災害の関係でまだ手つかずとなっております。この件につきましては、誠に申し訳ないと思っております。</p> <p>ただ、なかなか今ですね、工事を発注しましても請負業者さんがいない等の問題もありますけれども、これは対応を今後やっていきたいと思っております。</p> <p>岩屋神社と言いますか、岩屋公園をどう整備していくのかというのは、やっぱり一つの方針がいろいろかと思いますので、この辺りも例えば地元の皆さん方と話をさせていただくような協議会をつくらせていただいて、対応をさせていただけることができないかなと、今考えているところであります。</p> <p>そういったことで、やはりせっかくの景観を残しております岩屋それから竹地区、それから栗松辺りの眼鏡橋近辺とか、そういったものも含めた景観づくり、こういったものをどう今後行って、交流人口の増加を図っていくのか、そういったところもですね、やはり詰めていかないといけないと考えております。</p> <p>ただ、ちょっと気になりましたのが、いろんな対応と言いますか、村のほうでも力を入れてた関係で、車とかバイクが多いというお話がちょっと気になっているんですけども、いずれにいたしましても、交流人口が増えるということは、そういった騒音とかですね、そういった関係も当然出てくるというような形での議論等もですね、今後させていただければと思っているところであります。</p>
議 長	2 番 梶原光春議員
2 番	<p>もちろん岩屋公園というふうに名前が出ております。ですから本来は鳥居口からもう私どもの高校生及び30代ぐらいまでの間はですね、奇岩が見えていたんですね。ところが、もう今は岩屋公園じゃない岩屋の森というふうになっている。一部やようやく労務班のおかげでですね、なんとかもみじやらが出てきて岩の奇岩が見えるようになったけど、現実には公園じゃなく森ですね。</p> <p>ですからやっぱり公園というか、どこでもそうですけれども、大きくなった木は切らないと、やっぱり岩の奇岩は出てこないという形になりますので、労務班の方も予算もあるし、そんなにいけないだろうしですね。</p> <p>我々が切ってもいいんですけども、もう結局は切り倒しになってしまうから、後片づけをせないかんというから、なかなか踏ん切れないというのが我々地元の考えです。</p> <p>ですからですね、もちろん協議会を設置することは結構です。そこで話をさせていただいてですね、今年はここを切ろう、ここを切ろうというふうにやっていただきたいと思うのは、切に願うところであります。</p> <p>ただ、そうやって岩屋神社に来る方も非常に多くなったと。特に私のところなんかは一軒家ですけども、間違ってもよく来る。岩屋神社どっち行くんですかとか言ってですね。だから、看板等も公園の中にやっぱりある程度設置せないかんやろうと思います。</p> <p>危険箇所もあります。岩屋公園の中はですね。鎖を伝って行かないやいけないと。だから、その辺のですね、看板の設置も一つ、小さなのでいいんですけども、大日社とかそういったところですね、行く方向の看板も設置していただきたい。</p> <p>それともう一つ、一番大事なことですけど、岩屋公園で。</p> <p>便所ですね、これで3度目かもしれませんが、あの汚い便所をなんとかせないかんですね。相変わらずほっぼかされておりますけども、村長はその内にするとか言いながらも、まだしてない。あそこはもうウジがわいてもう非常に汚い。行ってみてください。</p> <p>ですからその便所、駐車場の横の便所ですね。撤去するなら撤去する。そして駐車</p>

	場にするならする。どちらかはっきりしていただきたい。そのことをお伺いします。
休憩 議長	答弁ですが、3時55分まで換気休憩をしたいと思います。 (15時51分)
再開 議長	一般質問を再開します。 (15時55分)
議長	答弁をお願いします。 村長
村長	トイレの話でございますけれども、私の記憶では前回の関係で、広場のトイレは新しく設置させていただきました。 そして、また岩屋神社の社務所と言いますか、管理所のほうに外部からのトイレもあるということで、現在大蔵さんところの下のトイレというのは入れないようにしていることでございます。 考え方が二つありまして、端的に言えばもう全部撤去をしてしまうか、若しくは内部の間仕切り等を取って、倉庫みたいな形にしてしまうかですね、そういった考え方があるのではないかと思います。 当然、広場のほうにつきましては、旧便所を倉庫のほうに直させていただきます、新しいところを便所に行ったという結果も残っておりますので、撤去してほしいということであれば、もう撤去したいと思っております。
議長	2番 梶原光春議員
2番	通常、例えばどこの神社に行っても公園に行っても、駐車場の横にはトイレがあります。ほとんどの方があそこから上られるわけですよ。 現在、トイレが上にありますけれども、広場の横にあるけども、これは今、土日はほとんど埋まっております。それはキャンプの人たちがおるからですね。 そっちに車止めて参拝に行く人は非常に少ないんです。やっぱりあそこの大蔵和枝さんのところの下から行く。そうしたらやっぱり誰でも考えるじゃないですか。トイレがあると、駐車場の横に。だから私は申し上げておる。 やっぱりそのくらいですね、余力というか、余裕がなければですね、これはもう何年も前から言っていることなんですね。その辺でから立小便していいのかということになってきますよね、分からなければ。 社務所のトイレは分かりません。トイレの案内がないから。それなら社務所の横まで行く誘導の看板を設置しなきゃいけない。当然でしょう。どこにあるかいつも聞かれるんです。トイレはどっちですかと。上まで行ってくださいと。 そしたら今キャンプの人たちが土日はほとんどあそこに陣取っております。だから、あそこにはなかなか止めづらいということですよ。 そういうことで参道とですね、トイレのことを再度質問させていただきます。観光課長どんなふうですか、計画は。
議長	農林観光課長
農林観光課長	議員がおっしゃいますように、ちょっとまず現地をですね、再確認させていただきたいと思っております。その上でトイレが必要なものか、案内板で済むのか。参道につきましては、舗装がいいのか、今の現状で整備をするのがいいのかを、一度現場を確認しまして、予算の都合もありますので、ちょっとその辺りでまず確認をさせていただきたいと思っております。
議長	2番 梶原光春議員
2番	分かりました。じゃあ現場確認ということで、よろしくお願ひします。

	<p>それでは最後になりますが、災害復旧工事について、お尋ねします。</p> <p>今年で間もなく4年目が過ぎます。来年度になったらもう5年ですね。未だにまだ大きな工事は終わっていない、河川ですね。どこまで残っているのか。</p> <p>実際来年度、令和3年度の末までにはですね、終わるのか農地まで、その辺のですね、見通しを対策室長にお尋ねします。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>まず29年災に関し、村の河川と申しますか、公共災の発注は100%終わっております。</p> <p>県管理の河川復旧工事に関しましては、宝珠山川は令和2年度中に発注を行うというふうに伺っております。</p> <p>また、大肥川につきましては、原形復旧に関してはほぼ発注は終わっているようがあります。改良区間につきましても、鶴地区、久毛辺り一部発注は進んでおりますが、大分県との工程の調整が必要な箇所は今後発注というふうに聞いております。</p> <p>お尋ねの農地の復旧具合につきましては、ほぼ発注は済んでおりまして、補助災の発注率は82%、完成率も56%に達しております。</p> <p>発注の概要としましては、県発注の河川工事請負業者と随意契約を交わしまして、工事の進捗により農地の復旧を実施していくということでありまして。</p> <p>最終的にお尋ねにありました令和3年度に完了するののかということをございましたけれども、発注自体は進むかとは思われますが、完了はもう少し時間がかかりそうだという見解であります。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>そうしますと、河川については全部発注が終わっているという考えでいいんですか。鶴のところの一番大きいUカーブのところ、それから奈良尾橋からの下ですね、それからもう一つ、29年災で一番被害が大きく死者が出たところの本迫川、つまり通称屋椎川ですね。これはどうですか。発注はされていますか。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>県管理河川につきましては、ただ今ご質問ありましたように、ご発言ありましたように、久毛地区も発注終わっております。</p> <p>それから、発注の見通しが未定だというのが、下郷橋から猿喰橋の区間ですね。それから、宝珠山駅のJR橋付近、先ほど大分県との調整が必要というところがあります。</p> <p>それから、屋椎川につきましては、砂防事業で対応しておりまして、本迫川ですね、お亡くなりになられた本線の本迫川、それから分岐してこちらから、駅側から見ますと右奥が屋椎川というのが支流になりますが、こちらは本堤工事を進めるための管理道、用地の測量等を進められているというふうに伺っております。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>そうしますとやっぱり令和3年度には終わらないですよ、間違いない。農地も終わらない。そういうふうに解釈でいいですか。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>発注には努めてまいります。完了が明確にいつまで、もう終わらないという言いきれはできませんが、完成を目指して鋭意努めておるところであります。</p>
議長	2番 梶原光春議員
2番	<p>河川が終わらないと農地には行けません。ということを再三答弁されていますから、当然そういうふうになりますね、6年度まで。</p> <p>そうすると、皆さんにもう少しご辛抱いただかなければいけないのかなということですね。その辺のことは村として、やはり農地の方たちには周知は、予定はどうい</p>

	うふうに周知されますか。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>河川の工事で管理道ができる区間、それから拡幅が行われる区間とございます。用地買収が進められ、工事発注ということで関係者への説明が、説明会を含めて行われております。</p> <p>この中で、その進捗の中です、関係地区、関係者、農家には説明をさせていただきたいと思います。</p>
議 長	2番 梶原光春議員
2 番	<p>分かりました。</p> <p>その辺のことだけ手違いのないようにお願いして、私の質問は以上で終わります。</p>
散 会	
議 長	<p>これもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p>明日10日は、午前9時30分から開会します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(16時06分)</p>

# 第9回 東峰村議会定例会会議録

令和元年12月10日  
( 第 2 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和2年 第9回東峰村議会定例会議事日程

令和2年12月10日開議

開会宣言

議事日程報告

日程第 1 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）

日程第 2 議案第35号 東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第36号 令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）

日程第 4 議案第37号 令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第3号）

日程第 5 議案第38号 村道路線の廃止について

日程第 6 閉会中の継続調査の申出について



開 議	
議 長	<p>おはようございます。  ただ今の出席議員数は、10名です。  定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。  議事日程は、お手元に配布のとおりであります。  これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
議 長	村長
村 長	<p>私の答弁の修正をちょっとお願いしたいと思っております。  昨日、高倉議員の答弁の中で、道德のところ、「そういったところに子どもたちはなっていたきたいなと思っている」というところをですね、ちょっと反対のことを言っているように思いますので、子どもたちはなっていたきたい「い」を「く」に、「な」の後に「い」を修正をさしていただき、「そういったところに子どもたちはなっていたきたいと思っております。」に修正をお願いしたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今村長より、12月9日の一般質問における発言の訂正が文書であっておりますので、これを許可いたします。  これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 承認第10号「専決処分の承認を求めることについて」を、議題といたします。  説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。  質疑はありませんか。  (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。  これから、討論を行います。  討論はありませんか。  (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。  採決します。  承認第10号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。  本案に賛成の方、挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。  よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第35号「東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。  これから、質疑を行います。  質疑はありませんか。  3番 黒川隆康議員</p>
3 番	<p>これに異議があるとかということではありません。  この残土処理場の利用に対してですね、1,200円から1,870円になるということの根拠をお尋ねしたいというふうに思います。総務常任委員会では全然聞いてないんですね、よろしくをお願いします。</p>
議 長	災害対策室長

災害対策室長	先日、産業建設常任委員会におきまして資料を配布させていただき、詳細を説明させていただきました。資料を配布させていただければと思います。
議長	配布を許可します。 (資料配布)
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>表紙の部分に模式図を書いております。</p> <p>平成30年度に中尾残土処理場20万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を処分する残土処理場を整備いたしました。このとき県土整備が7万5千、村と農林、主に治山ですけども、7万5千。村とストックといたしまして5万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>ということで20万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>。</p> <p>その下のほうに行きまして、令和2年度まで県と村で沈砂池の整備、それから架設工事、土砂受け入れ管理工事、それから村におきましては流路の整備と持ち込みチケットの管理ということで行ってまいりました。</p> <p>これが右にまいりまして、令和3年度、管理費の増大、使用料改定ということで1,200円から1,870円、1<sup>3</sup>m<sup>3</sup>当たりですね。これは、村が一元的に管理するというので、今度上にまいりまして、令和4年度以降はもう村のほうで土砂の受け入れと、それからストック管理というようなことが主な状況となります。</p> <p>1枚めくっていただきまして、裏面になりますが、これは残土処理工事の使用料見直し単価の資料となります。条件といたしましては、総盛り土量20万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、令和2年度末で盛り土量が13万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>ということになっております。</p> <p>施設といたしましては、排水溝、管理道路、植生工ということでありまして、令和3年度が3万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、それから残土処理の交通誘導員というものを設けて、場内の安全管理に努めると。</p> <p>それから、令和4年度以降、盛り土が4万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>で沈砂池の堆積土砂撤去・運搬、村道の補修、第二大日林道の補修ということになります。</p> <p>それから交通誘導員ということで、設計価格、令和3年が3万、令和4年度以降含めて4万の、合計7万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を受け入れるということで、これは、子細な設計内容はございますが、1億1,900万円かかるというものでございまして、これを7万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>で割りますと、1<sup>3</sup>m<sup>3</sup>1,700円、消費税相当額170円を足して1,870円という根拠を出しております。</p> <p>次の右と、最終ページは、薄い緑が2年度末の土砂の持ち込み量、それから、濃い緑が3年度、4年度以降の盛り土量というふうな図面となっております。以上でございます。</p>
議長	6番 高倉寛視議員
6番	<p>関連でお尋ねします。</p> <p>この令和3年度、令和4年度、交通誘導警備員ということで載っております。おそらくこれはですね、1人でというわけにはいかんでしょうから、交代とかいるとでしょうけど、これは村が雇用するのか、それとも警備会社に頼むのか、そこがお聞きしたいと思います。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	これは村ではなく、管理の業者に含まれるものということで、ご理解をお願いしたいと思います。
議長	災害対策室長
災害対策室長	管理を請け負う業者が雇用して、その交通整理員、ガードマンさんですね、場内の安全に努めるというものでございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	ということは、この残土処理場は、どこかの業者に委託するというのでいいんで

	すか。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	この令和2年度、本年度も含めまして、福岡県県土整備事務所も委託会社が、建設業者が請け負っておりまして、村は村の管理委託ということで、業者に、今現在も発注しております。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第35号「東峰村残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第36号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第6号)」を、議題といたします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高倉寛視議員
6 番	26ページをお願いします。 この工事請負費、弓道場防矢ネット設置工事ということで70万上がっております。これは、どのような網を張るのか、何メートルというんですか、何メートル掛け何メートルの広さで張るのか、そこを教えてください。
議 長	総務課長
総務課長	ネットに関しましては、現在の計画としては、ちょうど矢を打つところの間のぐらいに上空にネットを張る。ネットについては、高さ3m弱のところから5mぐらいを、ちょっと網目の細かいですね、矢が抜けられないようなネットを張るということで、幅としては一応15m弱で高さとしては、全長の高さは上空5mの高さのところ、2m50弱ぐらいのネットを張るということで、今計画をしているところでございます。
議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	これをですね、今ごろになってネット工事で補正を組むというのは、最初のこの弓道場を造るときには、中には入れてなかったわけですか、これは。 普通造るんであれば、弓道場建設はがわたんだけですか。中は関係ないんですか。 やはりこういうものは一緒に入れておくべきじゃないかなと、私は感じているんですけど、どのようですか。
議 長	総務課長
総務課長	今回補正いたしました部分につきましては、当初は設計と別途見積もりという形で、スポーツ部分はちょっと別の専門的な知識等が必要でございますので、別に発注の予定で、予算は計上しておりました。 ただ、工事の中で、造成工事、現地の造成がですね、結構傾斜があったということ

	で、その部分の土木工事の関係が当初見込んでいた分よりもですね、ちょっとかかったということで、予算のほうがですね、少し足りなくなったということで、今回補正をさせていただいているところでございます。
議長	6番 高倉寛視議員
6番	本当にいつもそういうふうに、後から追加、後から追加というような工事をします。もう少しやはり何でも造るときは、後にお金のかからないようなやり方をやってください。この件に関しては、これでいいです。 次に農林のほう、ふるさと納税のことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。現在までの寄附額はいくらぐらいになっておるのか、それをまず教えてください。
議長	農林観光課長
農林観光課長	今現在歳入予定として12月8日現在で、2,040万の寄附を頂く予定になっております。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	先ほどの高倉議員と同じく弓道場について、お伺いしたいと思います。 この工事全般についてですね、最近クヌギの林というか、木が伐採されて、村民の方に払下げというか、もうされたんですけれども。 あそのクヌギの林自体は子どもたちの遊び場であったり、どんぐり拾いの場としてかなり親しまれていた場所かと思えます。 小学校1年生の課外授業でもどんぐりを拾うという部分が、なかなかない部分で東峰自然公園のクヌギ林というのが活用されてきたと思うんですが、その辺の関連、調整というのとは行われていたのでしょうか、現在までに。ご回答をお願いいたします。
議長	総務課長
総務課長	クヌギの林につきましては、村として聞いておりましたのは、非常にスズメバチ等の部分で危険であるという話も受けておまして、あその利用が一応ないという形で確認というか、学校まではちょっと確認は取っておりましたが、ところで、不要木ということで伐採をしたということが事実でございます。
議長	他に質疑はありませんか。 4番 高橋弘展議員
4番	教育長は把握していたんですか。先ほどの確認の質問で、1回目の質問をさせていただきます。
議長	教育長
教育長	そのクヌギの件については、話は聞いておりましたが、伐採については、細かいところまでは聞いておりません。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	最近スズメバチというのがあってなかなか近づきがたい部分がありましたが、課外活動の一部で、かなり先生たちも探す部分が難しかったんじゃないかなと。周辺にクヌギ林というのがなかなかない状況であったかと思うので、その辺の調整というのを、やはりもう少し課内会議じゃないですけど、庁議あたりで話しておくべきだったんじゃないかなと思いますが、その辺も話していなかったということでよろしいですか。 であるならば、しっかりとまた子どもたちがですね、そういう課外授業をできる場というのを、しっかりと今後見つけていただくように、地域の方々と連携してですね、そういう場の確保であったり調査ですね、しっかりとさせていただきたいなと。学校周辺の環境をいじるといことは、学校の課外授業であったり、子どもたちのやはり学ぶ場を、何かそれに支障を来すという可能性があるということをしつかりと認識した上で、工事のほうを進めていただきたいと思いますと思っております。

	<p>続いてですね、27ページをお願いいたします。</p> <p>6款1項4目の農業振興対策費についてですが、真空包装器とフードプロセッサーで60万円かかるというので、すごい良いものを買われるのかなと思いますが、これ、大体真空包装器とフードプロセッサー、大体おいくらぐらいのものを購入予定なんですか。</p> <p>という部分とプラス、おそらくこの財源あたりがですね、施設改修等基金繰入金の中から行われていたりするのかなと思うんですけども、ライスセンターのほうの備品を購入する際には合併振興基金が使われているかと思えますけども、こういった他の施設に関しては、この施設改修を使われるという意図の部分ですね、ご説明をお願いいたします。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず、備品購入費の60万円、こちらはフードプロセッサーということで説明させていただいたとおりでございますけれども、こちらにつきましては、以前ですね、昭和60年に導入されたときと同等の機器類ということで、金額的にはこの程度必要だということで、見積もりは頂いております。</p> <p>財源の面につきましては、ちょっと財政のほうからお願いします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>建物の改修につきましては、施設については、施設改修基金を充当しております。</p> <p>備品等についてはですね、すみません、自分の記憶違いであったら申し訳ございませんが、備品等については、これまで基金の充当をしたことはないというふうに理解しておりますが。</p> <p>事実関係がございましたら、ご指摘いただきたいと思っております。</p>
議長	4番 高橋弘展議員
4番	<p>ライスセンター、確かいろいろ後から設備を導入した部分というのが、これは合併振興基金の範疇であるので合併振興基金を使って整備しますというのが何点かあったかと思いますが、そのことについてお尋ねした限りです。また、後でも、よければご説明いただきたいと思っております。</p> <p>フードプロセッサーが1台なんですかね、60万もするのでしょうか。複数合わせてフードプロセッサーと言われているのか、ちょっと意図がよく分らないですが。</p> <p>真空包装器は修繕費ということで分かりましたが、ちょっとその辺を再度ご説明いただく部分と、あと最後の質問ですので、8款1項3目の水源地域整備事業費についてもお尋ねします。</p> <p>水源の森交流館の工事の追加分が上がってきておりますが、新たに判明した項目という部分に関しては、現在分かっている部分で、これとこれという部分があるのであればご説明いただきたいと思っております。</p> <p>新たに判明という部分が、どこまでをもって新たに判明なのかという部分の定義をですね、一緒に説明をしていただきたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>フードプロセッサーにつきましては、1台ということで、大体50万円ぐらいに、あと導入費がかかりますので、それプラス消費税ということで、60万円ぐらい今見積もりでは貰っていますので、実際導入にあたりましてはですね、いろいろ業者さんとは協議いたしたいと思っておりますが、今の段階ではその程度必要だということで、今回補正をさせていただいているところです。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>新たに判明した事項としまして、一つ目としましてはアスベストということでですね、今、中の改装工事をやっている中でですね、当初予定していなかったんですけど</p>

	<p>ども、中身を見てもみますと、アスベストが出たということで、その対策に必要な費用があるというところになります。</p> <p>2点目としましてはですね、旧浄化槽でございます。</p> <p>この旧浄化槽につきましてはですね、当初は特に対策をせずに、そのままで影響はないというふうに考えていたんですけども、少し見てもみますとですね、何らかに対応しておかないとですね、場合によってそこに乗ったときにですね、今後事故等が起こる可能性もあるんじゃないかというところがございますので、そこについての対応はですね、何らか必要かなというところを、今のところ考えているというところの、以上2点でございます。</p>
議長	<p>確認。</p> <p>4番 高橋弘展議員</p>
4番	<p>先ほど聞いた質問に1点答えていただけてないんで、建設水道課長にお尋ねします。</p> <p>新たに判明した事項の、新たに判明という部分の定義がどういった部分で、新たに判明したという部分なのかという部分を、今一度ここを確認しておかないとですね、何でも新たに判明しましたと言われたら何でもなりますのでですね、お願いいたします。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>ここで言う新たに判明した事項というのは、工事をやっている最中にですね、工事中でないと確認できない事項というのを定義として、今のところ考えているというところになります。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>5番 長澤貞義議員</p>
5番	<p>25ページ、村債について聞きます。</p> <p>9番の災害復旧事業債の補正が2億280万ですね。これは、28ページの公共土木債で、令和2年と平成29年の工事の分に充てるという認識でよろしいですか。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	お見込みのとおりでございます。
議長	5番 長澤貞義議員
5番	<p>それとですね、その下の村債の12ですね、1億2,850万円、緊急自然災害防止対策事業債、これはどれに使われるんですか。説明をお願いします。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>これにつきましてはですね、27ページをお願いします。</p> <p>27ページですね、6款2項5目の林道施設費の2,350万円と8款3項1目の河川費ですね、委託料650万円、次のページをお願いします。工事請負費9,850万円というところで、こちらの分で上げさせていただいているというところになります。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>関連です。</p> <p>産業建設常任委員会で先ほどの緊急自然災害防止対策事業の説明をいただきました。その中で1億2,800万の工事が、林道と河川改修があるということでございましたけれども。</p> <p>これは、次の出水期までには完成しなければいけないことだと思う、工期がですね、思うわけでございますけれども、ここまで遅くなったというか、それよりもっと前にこの発注ができなかったのか、お聞きします。</p>
議長	建設水道課長

建設水道課長	まずですね、今回計上させてもらったものにつきましては、元々ですね、従前の議会の中でですね、委託料のみを補正で計上させていただいていたんですけども、今回ある程度ですね、先見えてきたところもございますので、その中で工事費のほうを上げさせていただいているということですね、ちょっと額は大きくなりますけれども、この時期になったというところになります。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	確認ですが、工期は年度内の中、それとも出水期ごろまでなのか、お聞きします。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	まずですね、工期についてなんですけれども、やはり地域の方々と調整というのもございますので、年度内に終わるとか出水期に終わらせるというのをですね、ここでですね、できるというのはですね、言えるところではないかと思っております。 しかしながら、なるべく早く完成させるようにですね、我々としても努めていきたいというふうに考えています。
議 長	他にありませんか。 6番高倉議員は3回目になっておりますので、どうしても尋ねたい質問ですか。 (「はい。」の声あり) 6番 高倉寛視議員
6 番	3回というのは、この議案の中で3回なんですか。
議 長	同一議案で3回です。
6 番	そんな審議はないですよ、普通考えたら。まあ、いいです。 26ページ、先ほどのふるさと納税の関連なんですけども、12月8日までに2,040万ということでございましたが、これは返礼品とかそれに対する送料、業務委託、それを差し引いた金額ですか、それともこれからそれを、今から支出するわけですか。そのところをお聞きしたいと思います。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	2,040万円と申し上げましたのは、あくまで頂いた寄附金額でございます。 これをうちの村が歳入といたしまして、歳出としてそれから3割の返礼品、そして1割相当の委託料並びに送料とかに充てますので、大体5割ぐらいが経費として見られます。あと5割が村の頂いた寄附の純粋な収益と申しますか、歳入ということになります。以上です。
議 長	5番 長澤貞義議員
5 番	先ほどの25ページの村債で聞きましたが、災害復旧事業債の2億280万と緊急自然災害の1億2,850万、これに対しては、国とか県とか、それから過疎債ですかね、過疎のそういう措置はないわけですか。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	財源に関しましては、詳細は総務課長のほうでも答弁をお願いしたいところでございますが。 単独災害、これに関しましては、事業の、公共債であれば、公共施設であれば100%の充当率と、それから農林施設に関しましては65%の充当、それから、後年特別交付税の措置がなされるというふうなことでございます。
議 長	総務課長
総務課長	財源的な交付税措置に関しましては、災害復旧事業債、今回は補助災ではございませんが、単災ですかね、につきましては、借り入れた元利償還額に対しまして、財政力によって変わりますけど、最大85%の交付税措置がございます。 これはちょっと計算しないと後年分かりませんので、最大、大体うち財政力でいきますので、ほぼその割合と思われま。

	あと緊急自然災害防止対策事業債につきましては7割、ほぼ過疎債と同様ですね、交付税措置があるということになります。以上です。
議長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第36号「令和2年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第6号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成多数と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
休憩	
議長	10時5分まで換気休憩を行います。   (10時01分)
再開	
議長	会議を再開します。   (10時05分)
日程第4	
議長	日程第4 議案第37号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第37号「令和2年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第5	
議長	日程第5 議案第38号「村道路線の廃止について」を、議題といたします。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。 4番 高橋弘展議員
4番	ちょっとこの提案理由とその後がどうなるのか、ちょっとよく分からなかったので、ご質問させていただきますけど。



	<p>まず、この地域開発というものが、どういう地域開発なのかについてご説明願いたい部分と、村道が廃止されたとしても道路としての機能は残ると思いますが、その道路に関しては、村有地であるのは間違いないということによろしいでしょうか。</p> <p>その村道でなくなった部分に関しての管理は、もう誰もしないということになるのでしょうか。ちょっとその辺がよく分からないので、ご質問させていただきます。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>まず開発としましてはですね、林地開発というところになります。</p> <p>次に、この手続きというところに、林地開発によりましてですね、事業用地としましてはですね、残土処理場及びストックヤードというような形になるというふう聞いております。</p> <p>次にですね、どのようになるかというところなんですけれども、今回路線廃止をしまして、その後はですね、今度は里道というところになりますので、里道の用途廃止をですね、変更した後で、それについても廃止した後ですね、普通財産という形になりましたらですね、それについては普通財産としてですね、今のところ処分というような形で相手のほうに売却というのを考えていただいて、あとは相手の方に管理していただくという形になろうかなと思います。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第38号「村道路線の廃止について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生検証特別委員会から閉会中の継続調査申し出がなされております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出がっております。</p> <p>これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>12月9日より本日まで令和2年第9回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様</p>

	<p>慎重審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。</p> <p>議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案を、今後の行政運営に生かしていく所存ですので、今後とも議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本年も残すところ幾日かとなりましたが、本年は新型コロナウイルス感染症に振り回された1年でもあったと思います。このことにより、何よりも経済活動が全世界において今まで経験したことのないほどの落ち込みとなり、また、東京オリンピックをはじめとしたいろいろな催し物が延期、または中止となりました。</p> <p>この新型コロナウイルス感染症は衰えることなく、さらに拡大している中、ワクチンの早期実施が悲願となっております。</p> <p>また、災害復旧や日田彦山線の復旧に取り組んだ1年でもありました。このことは今後も時間を要しますが、東峰村を次の世代に確実に引き継いでいける村づくりに、くる年も引き続き全力で取り組んでまいる所存でございますので、皆様方には今後ともご支援とご協力、ご理解をお願い申し上げます。</p> <p>新年度となりますと、4日には成人を祝う成人式、10日には東峰村消防団の出初式が挙行されます。議員各位におかれましても、師走のあわただしい日々をお過ごしのことと思いますが、健康管理には十分注意され、また、お体をご自愛され、くる年が皆様にとって素晴らしい年であることを祈念申し上げ、私の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議長	<p>これもちまして、令和2年第9回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (10時12分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議長</p> <p>議員</p> <p>議員</p>